

令和7年度 第1回 弥富市小学校再編委員会 次第

令和7年5月27日(火) 18:00～

弥富市役所 4階防災会議室

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 自己紹介

4 小学校再編委員会について

- (1) 弥富市小学校再編委員会設置要綱について【資料1】
- (2) 弥富市小学校再編検討部会設置要領の改正について【資料2】
小学校再編にかかる検討組織体系図について【資料3】
- (3) 委員長・副委員長の選出について

5 委員長あいさつ

6 これまでの小学校再編整備計画の流れ【プレゼン資料】

7 協議事項

※「検討部会活動経過及び今後の見通しについて」【資料4】

- (1) 学校運営部会
 - ・ 校歌制作について【資料5】
- (2) 教育計画部会
 - ・ 令和7年度以降の交流計画について【資料6】
- (3) 施設資料部会
 - ・ 工事計画の概要について【資料7】
- (4) スクールバス部会
 - ・ 開校時における「児童クラブの利用」についての意向調査【資料8】
 - ・ 第1回通学路スクールバス部会の開催について
- (5) 地域学校協働部会
 - ・ P T A再編スケジュールについて【資料9】
- (6) その他
 - ・ 小学校再編に向けた進行計画について【資料10】
 - ・ 小学校再編に向けたワークショップの開催について【資料11】

8 報告事項【課長】

- (1) 跡地利活用について【資料12】
- (2) その他

9 意見交換

10 連絡依頼事項

- (1) 次回開催日程について
 - ・ 夏から秋ごろに行う予定（日程が決まり次第ご連絡します）
- (2) その他

11 閉会

弥富市小学校再編委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥富市小学校再編委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 弥富市立小学校の再編を円滑に行うために必要な諸事項及び基本的問題等について、検討及び調整するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 学校運営に関する事項
- (2) 教育計画に関する事項
- (3) 施設資料に関する事項
- (4) 通学方法に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、再編に向けて必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員25人程度で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 保護者を代表する者
 - (2) 地域を代表する者
 - (3) 学校を代表する者
 - (4) 教育委員会を代表する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選によりこれを定めるものとし、副委員長は、委員長が任命する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第3条の所掌事務が終了するまでとする。ただし、委員長については再任を妨げない。

- 2 委員が前条第1項の規定に該当しなくなった場合は、委員の職を辞したものとみなし、補欠委員を選任する。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議案は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者の出席者を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会に、第3条に規定する所掌事務の細部について検討及び調整するため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、再編委員会の指示により、所掌事務に係る調査、検討、調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を再編委員会へ報告するものとする。
- 3 検討部会の構成員は再編関係校職員及び学校教育課職員、財政課職員等をもって組織する。

4 検討部会は、部会長、副部会長及び検討部員で組織し、部会長及び副部会長は検討部員の互選により定める。

5 検討部会は、部会長が招集し、運営については、第6条の規定を準用する。

6 部会長は、検討部会の業務を総理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(教育委員会への報告)

第9条 再編委員会は、第3条に規定する事項の協議及び検討結果について、教育委員会へ報告するとともに、市民への広報に努めるものとする。

(設置期間)

第10条 委員会の設置期間は、委員会を立ち上げた日から所掌事務が完了するまでとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し、必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

弥富市小学校再編検討部会設置要領(改正案)

- 1 この要領は、弥富市小学校再編委員会設置要綱第7条に規定する検討部会の設置、運営に関して必要な事項を定める。
- 2 検討部会では、協議した内容を取りまとめ、必要に応じて再編検討委員会に諮るものとする。また、協議内容によっては、再編検討委員会へ報告するものとする。
- 3 検討部会の名称及び検討事項は、次のとおりとする。

部会名	主な検討事項
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名称 ・校歌、校旗等 ・式典関係（閉校式、開校式、記念品等） ・学校方針、教育目標等 ・校務分掌
教育計画	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程、時程表、年間計画 ・事前交流計画 ・新学級編成 ・教材、学校備品 ・心のケア等支援対策 ・特別支援 ・その他教務に関する事項
施設資料	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改修箇所 ・備品の調査、リスト作成、移設、教室配置 ・校務支援システム ・再編にかかる搬出入計画 ・文書・歴史・伝統の保存に関する事項
通学路 スクール バス	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路検討 ・バス運行計画 ・通学体制関係、安全に関する事項 ・登下校の見守りに関する事項
地域学校 協働	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA組織運営に関する事項（規約・組織・事業計画・予算案等） ・学校評議員会に関する事項 ・地域学校協働活動（児童の見守り体制や学校教育支援）に関する事項

- 4 部会の代表は、部会において検討及び調整した結果を委員会へ報告しなければならない。（別紙様式）
- 5 部会において、必要と認めるときは、部会長の了承を得て、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 部会の設置期間は、部会を立ち上げた日から、主な検討事項が完了するまでとする。
- 7 部会の事務局は、教育委員会学校教育課におく。
- 8 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

- この要領は、令和6年5月16日から施行する。
この要領は、令和7年5月27日から施行する。

■小学校再編にかかる検討組織体系図

弥富市総合教育会議
弥富市教育委員会

・弥富市小学校再編委員会・
 ☆保護者代表 (大藤小・栄南小・十四山東部小・十四山西部小・PTA会長・家庭教育委員)
 (大藤保育所・栄南保育所・十四山保育所・保護者代表)
 ☆地域代表 (大藤小・栄南小・十四山東部小・十四山西部小・区長会の代表)
 ☆学校代表 (弥富市校長会長・大藤小・栄南小・十四山東部小・十四山西部小・校長)
 ☆保育所代表 (大藤保育所長)
 ☆教育委員会 (教育長・教育長職務代理者・教育委員)
 <事務局：学校教育課・財政課・児童課>

総括 学校教育課長・補佐・教育部次長・学校教育GL・施設GL・買上主幹

学校運営部会

- ★学校名称
 - ★校歌・校旗等
 - ★式典関係(閉校式・開校式・記念品等)
 - ★学校方針・教育目標等
 - ★校務分掌
- 部長：栄南小校長
副部長：3小学校長
- 【構成員】
- ・教頭代表(栄南小)
 - ・次長(主務)
 - ・学校教育GL

教育計画部会

- ★教育課程・時程表・年間計画
 - ★事前交流計画
 - ★新学級編成
 - ★教材・学校備品
 - ★心のケア等支援対策
 - ★特別支援
 - ★教務に関する事項
- 部長：大藤小校長
副部長：東部小学校長
- 【構成員】
- ・教頭代表(大藤小)
 - ・4小学校教務主任
 - ・買上主幹(主務)
 - ・派遣主幹

施設資料部会

- ★施設改修箇所
 - ★備品の調査・リスト作成・移設・教室配置
 - ★校務支援システム
 - ★再編にかかる搬出入計画
 - ★文書・歴史・伝統の保存に関する事項
- 部長：西部小校長
副部長：大藤小学校長
- 【構成員】
- ・教頭代表(西部小)
 - ・4小学校校務主任
 - ・4小学校事務職員
 - ・課長補佐(主務)
 - ・施設GL
 - ・施設G担当

通学路スクールバス部会

- ★通学路検討
 - ★バス運行計画
 - ★通学体制関係・安全に関する事項
 - ★登下校の見守りに関する事項
- 部長：栄南小校長
副部長：西部小校長
- <構成員>
- ・教頭代表(栄南小)
 - ・4小学校保護者代表(会長または家庭教育委員)
 - ・課長補佐(主務)
 - ・主幹
 - ・学校教育GL
 - ・学校教育G担当

地域学校協働部会

- ★PTA組織運営に関する事項(規約・組織・事業計画・予算案等)
 - ★学校評議員に関する事項
 - ★地域学校協働活動(児童の見守り体制や学校教育活動支援)に関する事項
- 部長：東部小校長
副部長：栄南小校長
- <構成員>
- ・教頭代表(東部小)
 - ・4小学校教頭
 - ・4小学校保護者代表(会長または家庭教育委員)
 - ・次長(主務)

※部会において、必要と認めるときは、部長の了承を得て、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。(弥富市小学校再建検討部会設置要領 第5条)

検討部会における今後の見通しについて 2025.5.27 小学校再編委員会

<p>学校運営部会</p>	<p>これまでの経過報告</p> <p><校歌について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日 弥富市校歌制定委員会設置要綱を施行した。 ・ 4月9日 定例教育委員会にて「弥富市立よつば小学校」校歌制作の方法、スケジュール等について提案した。 <p>今後の見通しについて</p> <p><校歌について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報7月号にて「弥富市立よつば小学校の校歌の歌詞に入れたい言葉・フレーズを募集する応募用紙・二次元コードを掲載する。 ・ 同時に校歌制定委員を募集する。 ・ 関係4小学校において市教委担当による出前授業を行い、子供の想いや考えを集約する。 ・ 8月 校歌制定委員会委員を選定し、依頼通知する ・ 8月 応募のあった歌詞・フレーズ・込めた想いを集約・整理する。 ・ 8月 小学校再編委員会において、進捗状況を報告する。 ・ 9月 第1回校歌制定委員会を開催し、委員の委嘱を行い、校歌制作のスケジュール等を確認する。 ・ 11月 第2回校歌制定委員会を開催し、校歌歌詞の検討を行う。 ・ 校歌制定委員希望が多数の場合は、必要に応じてワーキンググループ等を開催し、市民等の声を広く取り入れられるようにする。 ・ 12月 第3回校歌制定委員会を開催し、歌詞を決定する。 弥富ウインドアンサンブルに作曲依頼をする。 <p><学校運営部会について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よつば小学校の下校時刻をそろえる日課について、スクールバスの運用との関連を図りながら検討する。
<p>教育計画部会</p>	<p>これまでの経過報告</p> <p><交流活動について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月19日（水）2年生によるわくわく交流会を実施 ※ 4小学校による初めての対面での交流 ・ 5月22日（木）令和7年度第1回教育計画部会を実施 ※ 本年度の交流計画方針の具体的な確認 <p>今後の見通しについて</p> <p><交流活動について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月～3月 各学年で教科等による交流 等 ※ 1年生…わくわく交流会、6年生…合同防災キャンプで交流

<p>施設資料部会</p>	<p>これまでの経過報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月19日 第2回施設資料部会を実施 <p>※設計の進捗状況・備品台帳の整備・ごみの廃棄方法・図書の廃棄について協議</p> <p>今後の見通しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月23日 第3回施設資料部会を実施 ・ 10月～11月 工事の説明会を開催（予定）
<p>通学路 スクールバス 部会</p>	<p>これまでの経過報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールバス停候補地及びスクールバス運行経路の検討 ・ 徒歩通学の通学路の検討 ・ 3月3日～10日児童クラブの利用についての意向調査（下校時のスクールバス利用児童数の調査） <p>今後の見通しについて</p> <p><スクールバスについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6～7月 第1回通学路スクールバス部会を実施予定 ※ 4小学校「PTA会長 or 家庭教育委員」の部会参加依頼あり ※ 徒歩通学圏の通学路及びバス停候補地までの通学路の検討
<p>地域学校協働 部会</p>	<p>これまでの経過報告</p> <p><PTA規約等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月 関係4小学校の各单位PTA規約をもとに、合わせた規約案を作成した。 ・ 4月 関係4小学校のPTA総会に参加し、小学校再編整備計画について資料を配付し、希望者に説明を行った。 ・ 4月 「PTA部会」を「地域学校協働部会」に名称変更した。地域とともにある学校」の具現化のための願いである。 <p>今後の見通しについて</p> <p><PTA規約等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月 よつば小学校PTAに「よつば小との業務委任契約」「個人情報取扱規定」「会計規定」「加入意思確認」等を取り入れ、それらを盛り込んだPTA規約を作成するために、事務局に手原案を作成する。 令和7年度中に本規約について関係4小学校単位PTAにおいて承認を得る。 ・ 6月 第1回地域学校協働部会を開催し、上記規約について検討する。また、学校支援組織としての地域学校協働活動を起こすことについてその素地を探る。

弥富市校歌制定委員会設置要綱

(設置)

第1条 よつば小学校校歌（以下「校歌」という。）を制定するにあたり、広く市民の意見を聴き、反映させるため、弥富市校歌制定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、必要な検討及び協議を行う。

- (1) 校歌の制定に関すること。
- (2) その他校歌に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 小学校再編委員会学校運営部会委員
- (3) 前各号に掲げる者の他、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる任務が終了するまでの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

新しく誕生する「よつば小学校」の校歌の歌詞に入れたい 言葉・フレーズを募集します。

令和 10 年 4 月に開校する「よつば小学校」校歌を制定するため、地域に愛される学校となるよう「歌詞に入れたい言葉・フレーズ」を広く募集します。

募集内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 弥富市立よつば小学校としてふさわしいもの 2 弥富市の未来を拓く子どもたちの学校にふさわしいもの 3 地域のみなさんが将来にわたって親しみや愛着をもてるもの
募集期間	令和7年7月18日(金)から8月18日(月)必着
応募資格	<ol style="list-style-type: none"> ① 弥富市民、市内在勤者・在学者 ② 市外在住の再編対象校の卒業生 ③ 市外在住の再編対象校の教職員(元教職員を含む)
応募方法	<p>・オンラインフォーム オンラインフォーム(https //.....) にアクセスの上、必要事項を入力してください。</p> <p>・応募用紙 応募用紙に以下の項目を記入の上、郵送・持参・FAX により応募してください。 ◎歌詞に入れたい言葉・フレーズとその理由 ◎氏名・住所・電話番号・生年月日 ・応募は 1 人につき 3 点までとします。</p>
選定方法	<p>応募のあった「言葉・フレーズ」や込められた想いを参考に弥富市校歌制定委員会で検討・協議し作詞を行い、ヤトミウィンドアンサンブルに作曲を依頼します。(応募数の多い言葉・フレーズを採用するものではありません。)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・応募される言葉・フレーズは、他者の著作権などの権利を一切侵害しないものに限ります。 また、公序良俗に反するもの、誹謗中傷などを含むものなどは応募できません。 ・応募にかかる郵送料等の費用は、応募者の負担とします。 ・(郵送・持参の場合)提出された応募用紙は、返却しません。 ・応募の際にご記入いただいた個人情報、適切に管理し、この目的以外には使用しません。 ・採用した言葉・フレーズに関する一切の権利は、弥富市教育委員会に帰属します。
応募先 (問合せ先)	<p>〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田335番地 弥富市教育委員会 学校教育課(弥富市役所4階) TEL 0567-65-1111 FAX 0567-67-4011 【持参の場合】 学校教育課(弥富市役所4階)、十四山支所、鍋田支所</p>

QR コード

弥富市立よつば小学校の校歌の 「歌詞に入れたい言葉・フレーズ」応募用紙

【歌詞に入れたい言葉・フレーズ】1人につき応募できる言葉・フレーズは3点までです。

(例)言葉…夢、元気、母校 など フレーズ…笑顔あふれる学校、明るく元気な子 など

1	歌詞に入れたい言葉・フレーズ		
2	歌詞に入れたい言葉・フレーズ		
3	歌詞に入れたい言葉・フレーズ		
応募資格 1~4のいずれかに ○をつけてください。 また、【 】内に 記入してください。	1	弥富市民	
	2	市外在住の市内在勤者・在学者 学校名【 】 【 】年生	
	3	市外在住の再編対象校の卒業生 【 】小学校卒業	
	4	市外在住の再編対象校の教職員 (元教職員を含む) 【 】学校勤務	
氏名		生年月日	S・H・R 年 月 日
住所	〒 —	電話番号	

○応募いただいた言葉・フレーズから弥富市校歌制定委員会で検討・協議していきます。その際の制定委員になっていただけますでしょうか。いずれかに○をつけてください。

はい	いいえ
----	-----

※制定委員の依頼については、教育委員会からの通知をもって正式な依頼とさせていただきます。ご記入いただいた個人情報は、この募集以外の目的で使用しません。

【郵送】 〒498-8501 弥富市前ヶ須町南本田 335 弥富市役所 学校教育課
 【持参】 弥富市役所 4階 学校教育課、十四山支所、鍋田支所
 【FAX】 0567-67-4011

令和7年度以降の交流計画について

2025. 5. 27

令和6年度（開校4年前）

- 【2年生（よつば小開校初年度6年生）】
→ わくわく交流会（2月19日）
- 【1・2年生（よつば小開校初年度5・6年生）】
→ 4小学校学級写真の掲示（3学期間）

令和7年度（開校3年前）

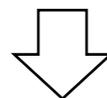
- 【全学年】
→ 4小学校学級写真の掲示（年間通して）
- 【6年生】
→ 4小学校合同防災キャンプによる交流
- 【5年生】
→ 教科等活動交流会 Vol.1
- 【4年生】
→ 教科等活動交流会 Vol.1
- 【3年生（よつば小開校初年度6年生）】
→ 教科等活動交流会 Vol.1
- 【2年生（よつば小開校初年度5年生）】
→ 教科等活動交流会 Vol.1
- 【1年生（よつば小開校初年度4年生）】
→ わくわく交流会（レクリエーション）

令和8年度（開校2年前）

- 【全学年】
→ 4小学校学級写真の掲示（年間通して）
- 【6年生】
→ 4小学校合同防災キャンプによる交流
- 【5年生】
→ 教科等活動交流会 Vol.2
- 【4年生（よつば小開校初年度6年生）】
→ 教科等活動交流会 Vol.2
- 【3年生（よつば小開校初年度5年生）】
→ 教科等活動交流会 Vol.2
- 【2年生（よつば小開校初年度4年生）】
→ 教科等活動交流会 Vol.2
- 【1年生（よつば小開校初年度3年生）】
→ わくわく交流会（レクリエーション）
- 【児童会執行部】
→ 4小学校令和9年度前期児童会役員交流会
※ よつば小学校校歌等発表会（R9. 6月）の運営に向けた交流

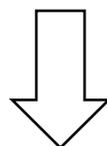
【R6年度】

- よつば小学校開校初年度を支える高学年初顔合わせ



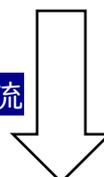
【R7年度】

- 再編4小学校各学年での交流



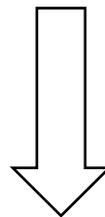
【令和8年度】

- 再編4小学校各学年での交流
- 児童会執行部の交流



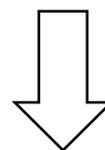
令和9年度（開校前年）

- 【全学年】
 - 4小学校学級写真の掲示（年間通して）
- 【6年生】
 - 4小学校合同防災キャンプによる交流
- 【5年生（よつば小開校初年度6年生）】
 - 合同野外活動
 - 教科等活動交流会 Vol.3
- 【4年生（よつば小開校初年度5年生）】
 - 教科等活動交流会 Vol.3
- 【3年生（よつば小開校初年度4年生）】
 - 教科等活動交流会 Vol.3
- 【2年生（よつば小開校初年度3年生）】
 - 教科等活動交流会 Vol.3
- 【1年生（よつば小開校初年度2年生）】
 - わくわく交流会（レクリエーション）
- 【特別支援学級在籍児童】
 - 交流会
- 【児童会執行部】
 - ① 4小学校令和9年度前期児童会役員交流会
 - ※ よつば小学校校歌等発表会（R9.6月）の運営に向けた交流
 - ② 4小学校令和10年度前期児童会役員交流会
 - ※ よつば小学校児童会発足に向けた決起・交流



【R9年度】

- ❁ 再編4小学校合同行事(該当学年)の実施
- ❁ 再編4小学校各学年での交流
- ❁ 児童会執行部の交流
- ❁ 特別支援学級の交流



【R10年度】

よつば小学校
開校

※ 今後の状況によっては、交流計画内容が、一部変更する可能性もあることをご了承ください。

よつば小学校工事計画の概要について

資料7-①

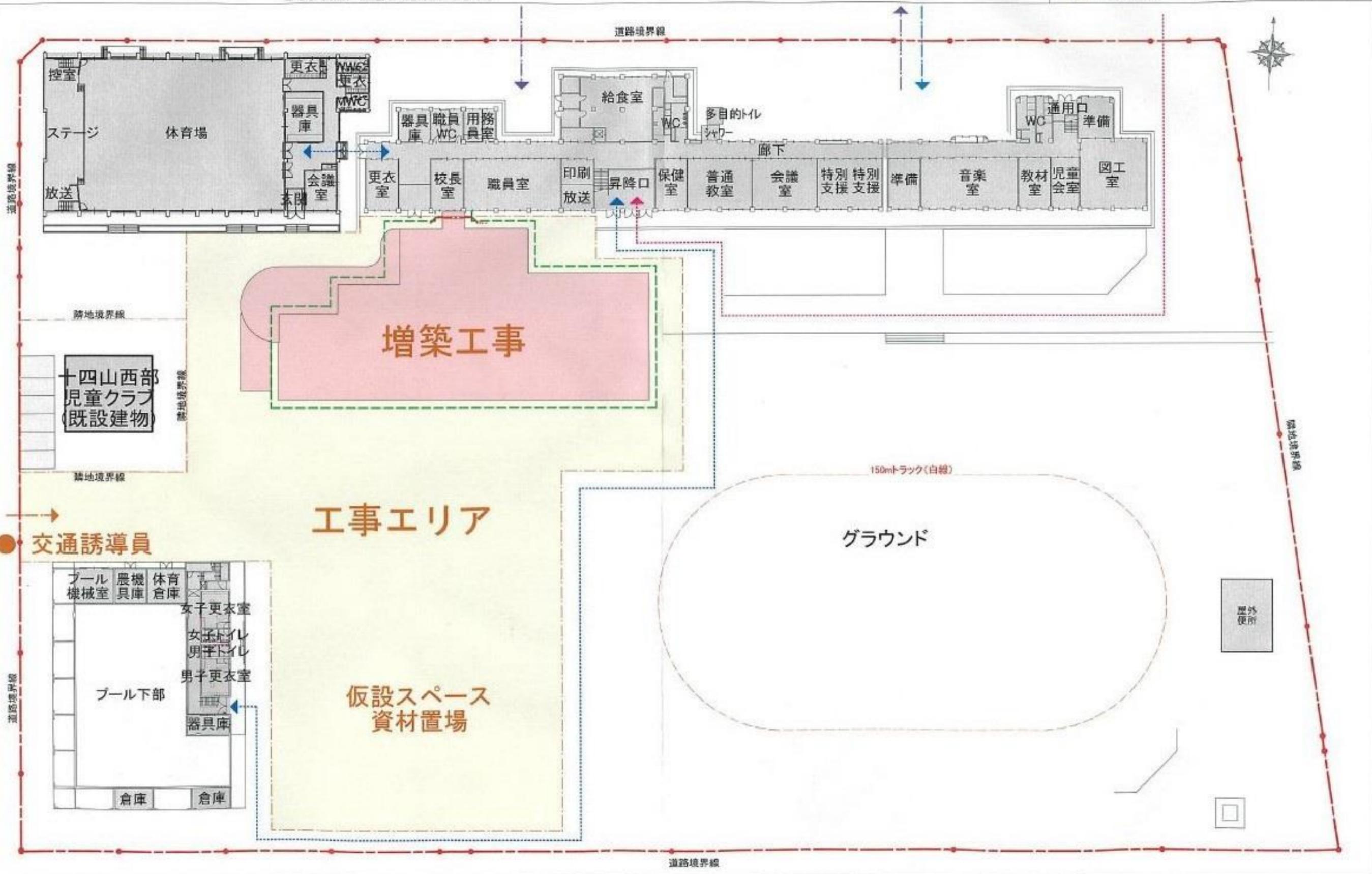
設計図

仮設計画図 A3 : S=1/500

■増築工事中の仮設計画について

増築建物の南側に仮設スペース・資材置場を確保し、仮囲いを行います。既存建物と近接した工事となるため、騒音に配慮し外部足場には防音パネルを設置します。工事車両は敷地西側からのアプローチとし、交通誘導員を配置します。児童の通学動線は敷地北東からとし、安全に配慮した計画とします。

- 現況
- 工事
- 工事範囲
- 工事車両
- ← 業者車両
- ← 来客車両
- 通学動線
- 児童動線
- 防音パネル



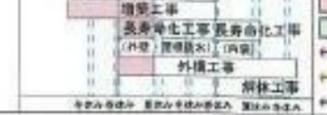
(11) 設計図

ソ. 工事ステップ図

STEP 1 R7年9月～R8年7月

- ・増築工事を行う
- ・長寿命化工事(外壁・屋根防水)を行う

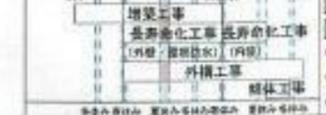
R7年度(2025) | R8年度(2026) | R9年度(2027)



STEP 2 R8年7月(夏休み)～R8年8月(夏休み)

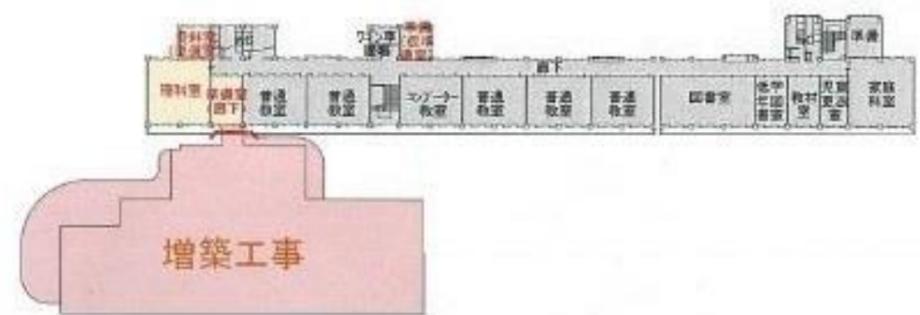
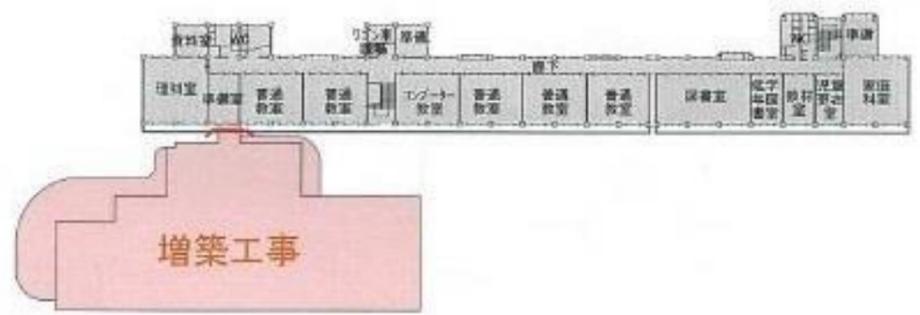
- ・夏休みに理科室、準備室の改修、1・2階の増築校舎と接続する既存校舎の工事を行う
- ・長寿命化工事(外壁・屋根防水)を行う
- ・体育館と既存校舎の間の外構・設備埋設配管工事を行う
- ・体育館の内装・外装・外構(北側の階段一部撤去)の改修を行う

R7年度(2025) | R8年度(2026) | R9年度(2027)



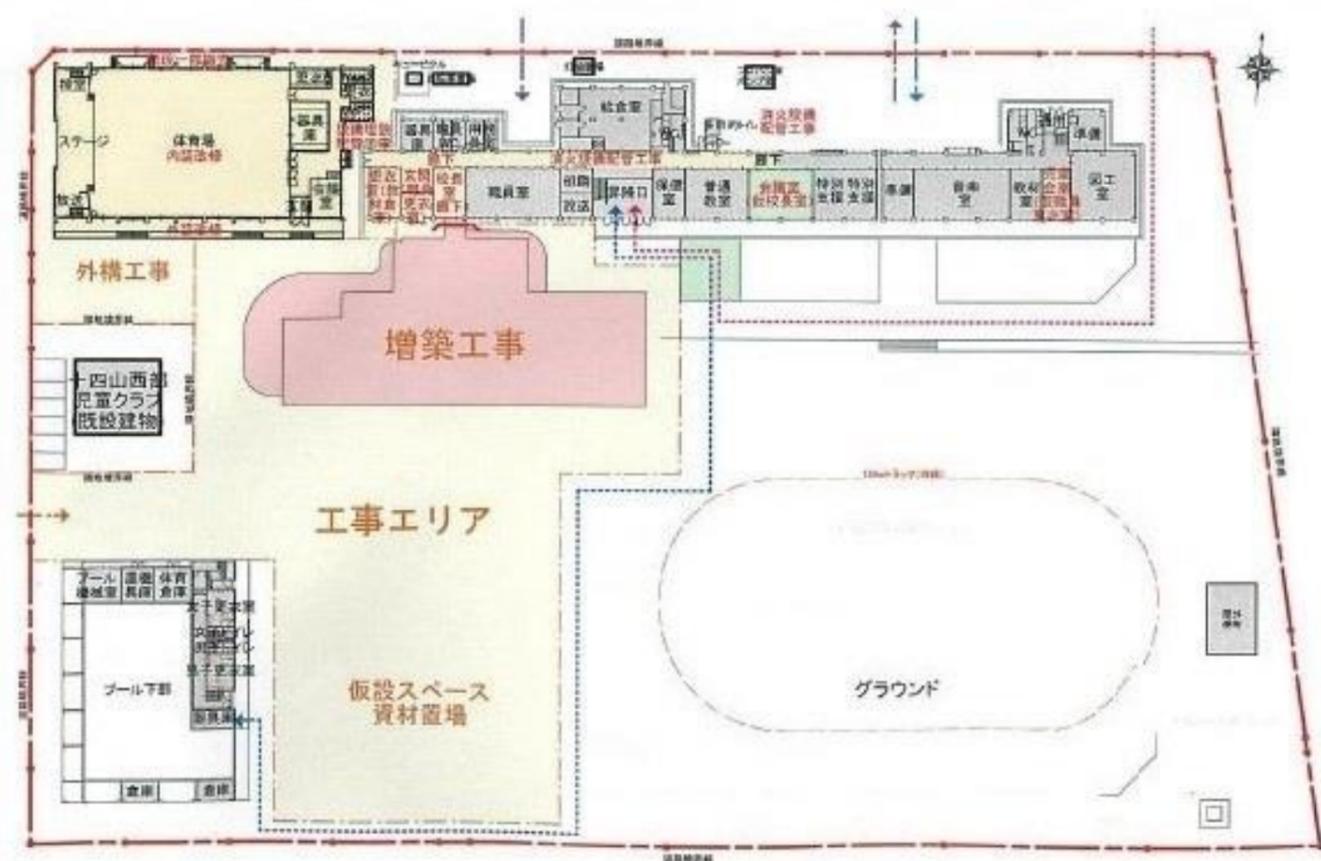
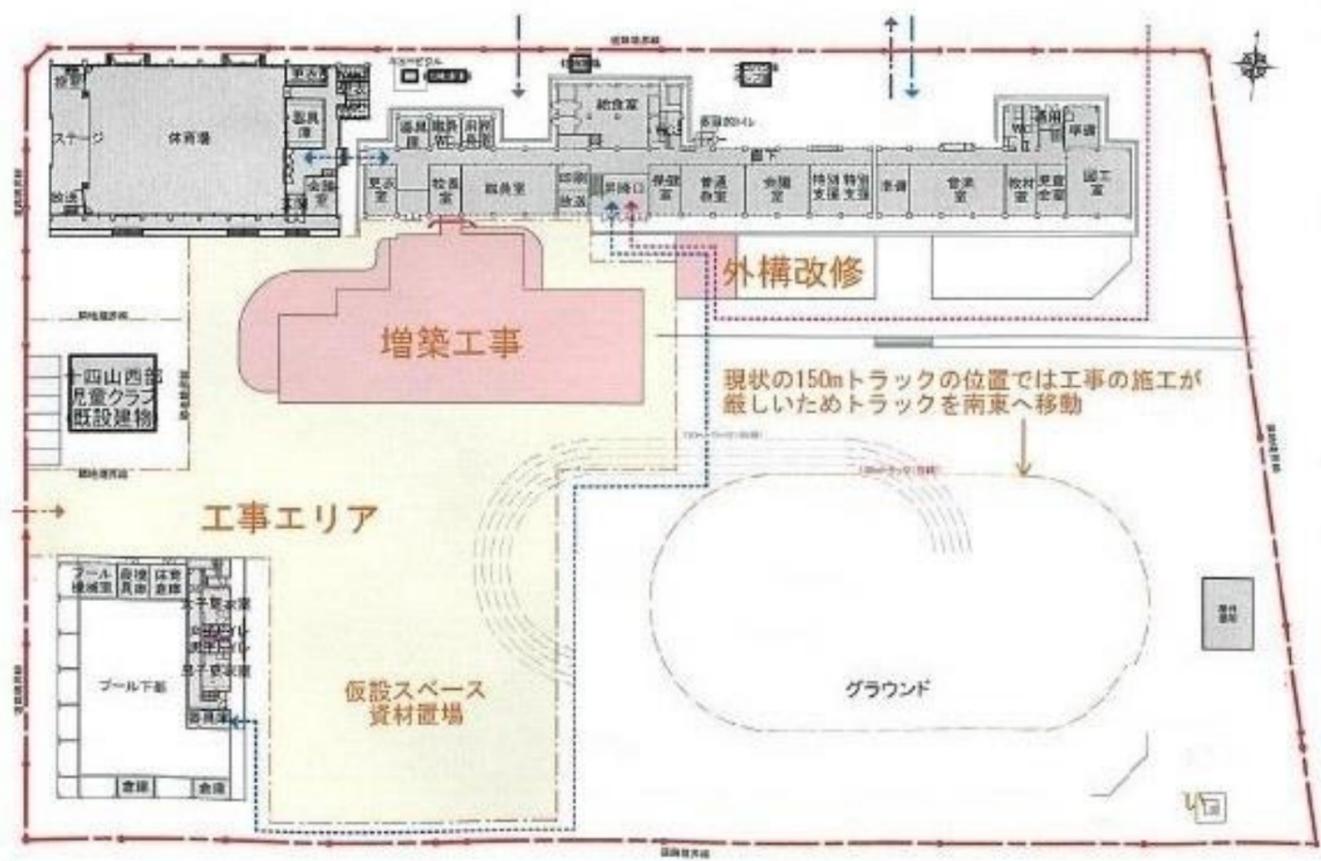
3F

3F



2F

2F



1F

1F

(11) 設計図

ソ. 工事ステップ図

STEP 3 R8年9月～R9年2月

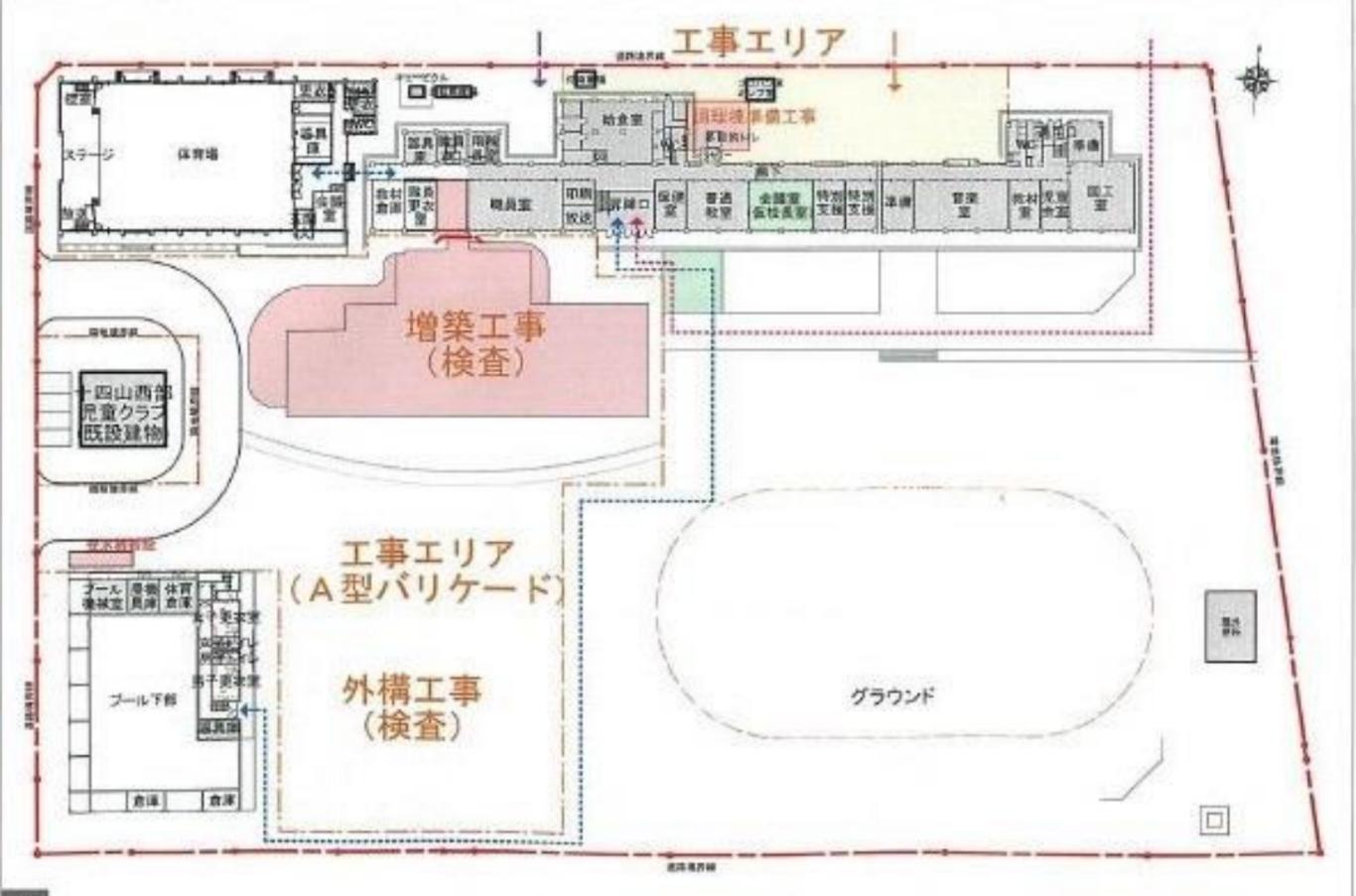
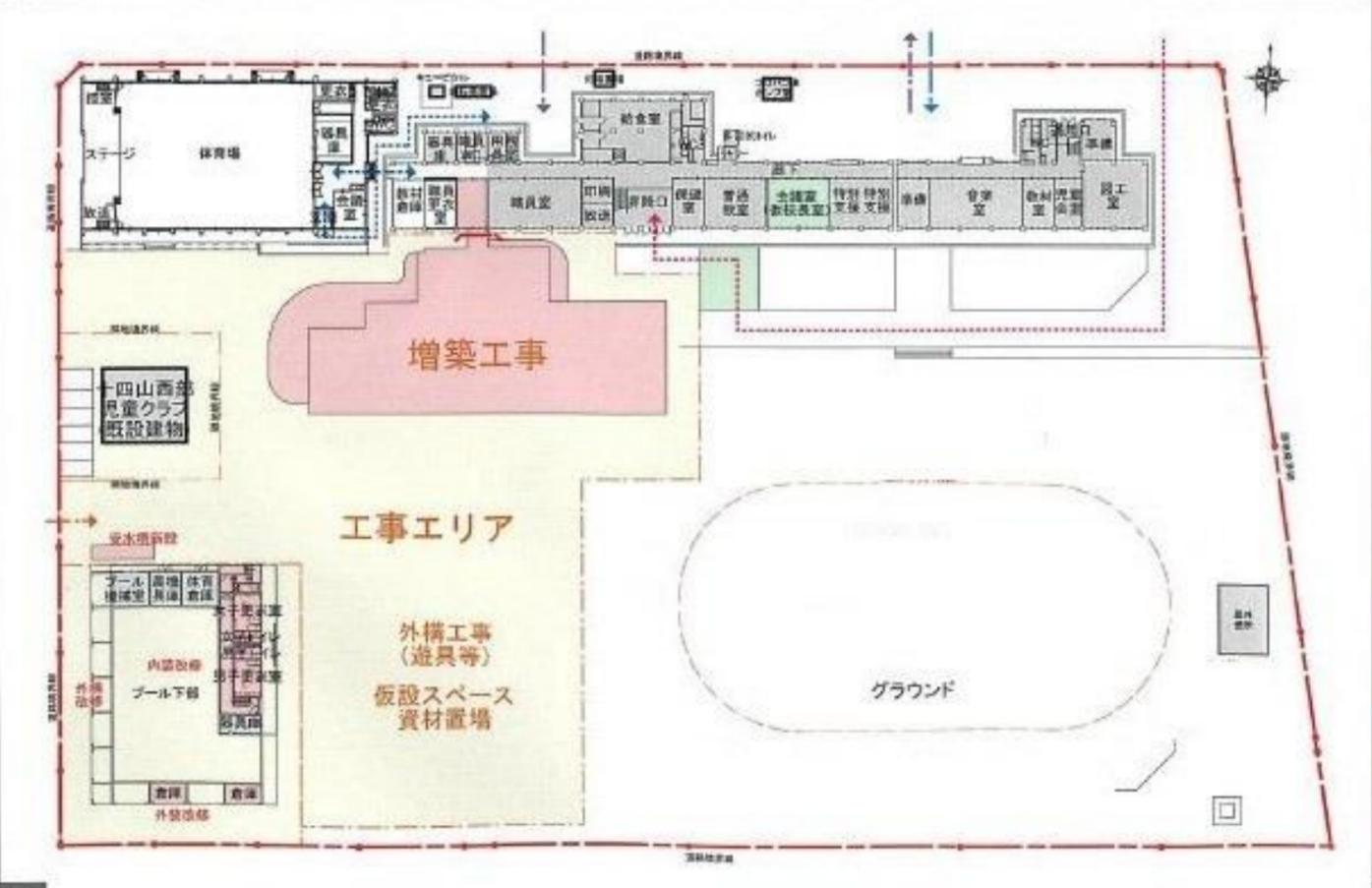
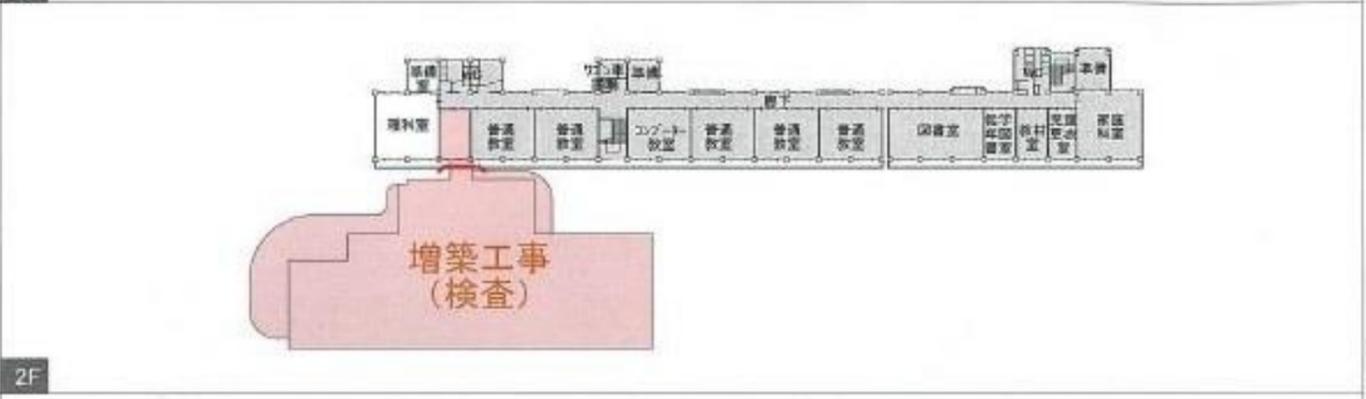
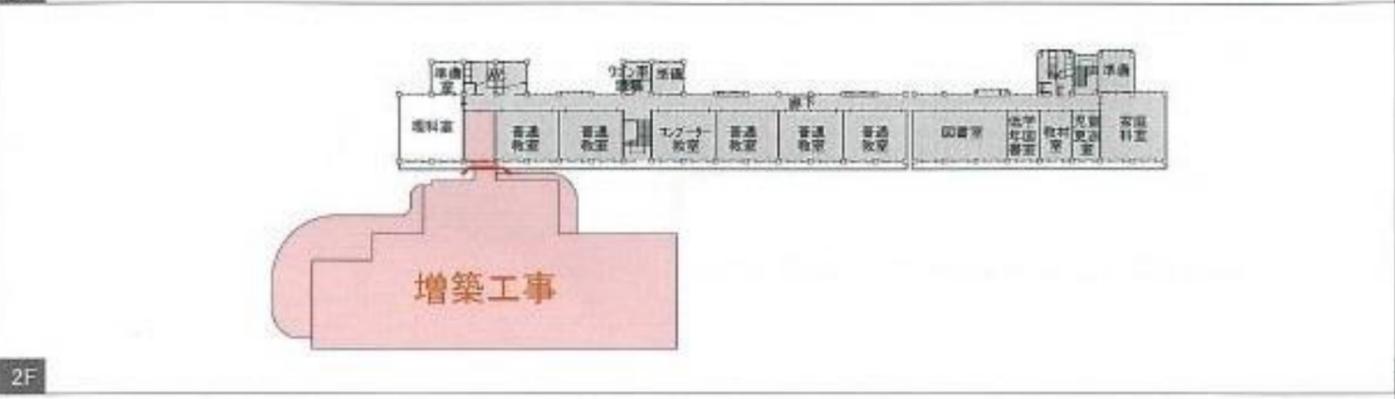
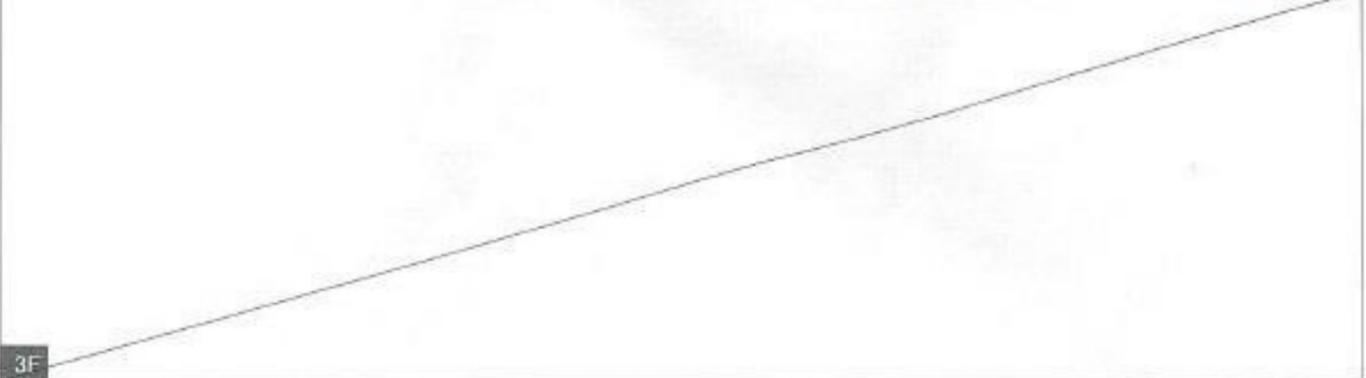
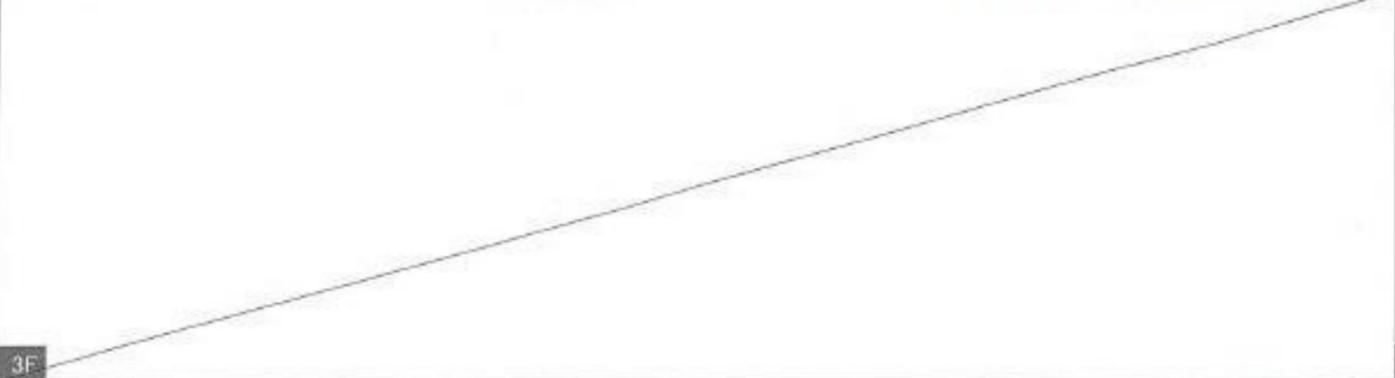
- 増築工事、外構工事を行う
- 1・2階の増築校舎と接続する既存校舎の内装工事等を行う
- 長寿命化工事(外壁・屋根防水)を行う
- プール棟の内装・外装・外構の改修工事を行う

R7年度(2025)	R8年度(2026)	R9年度(2027)
6月	3月	2月
増築工事	長寿命化工事	長寿命化工事
	外装工事	外装工事
	躯体工事	躯体工事

STEP 4 R9年3月

- 増築工事、外構工事は完了検査等(仮使用中請)を行う
- 長寿命化工事(外壁・屋根防水)を行う
- 春休み期間に引越・準備を行う
- 調理棟の準備工事を行う

R7年度(2025)	R8年度(2026)	R9年度(2027)
3月	2月	2月
増築工事	長寿命化工事	長寿命化工事
	外装工事	外装工事
	躯体工事	躯体工事



(11) 設計図

ソ. 工事ステップ図

STEP 5 R9年4月～R9年6月

- ・増築棟の使用開始
- ・長寿命化工事(内部)を行う、調理棟の増築工事を行う
- ・解体工事を行う(自転車置場、灯油置場、屋外便所)
- ・敷地東側、既存校舎南側の外構工事を行う

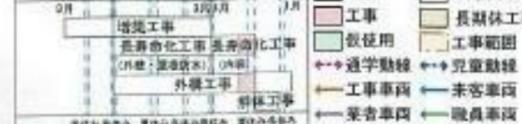
R7年度(2025) R8年度(2026) R9年度(2027)



STEP 6 R9年7月～R9年8月中旬(夏休み)

- ・長寿命化工事(内部)を行う、調理棟の増築工事を行う
- ・特別教室棟の内部解体工事を行う
- ・8月下旬(夏休み期間)に引越準備を行う

R7年度(2025) R8年度(2026) R9年度(2027)



3F



3F



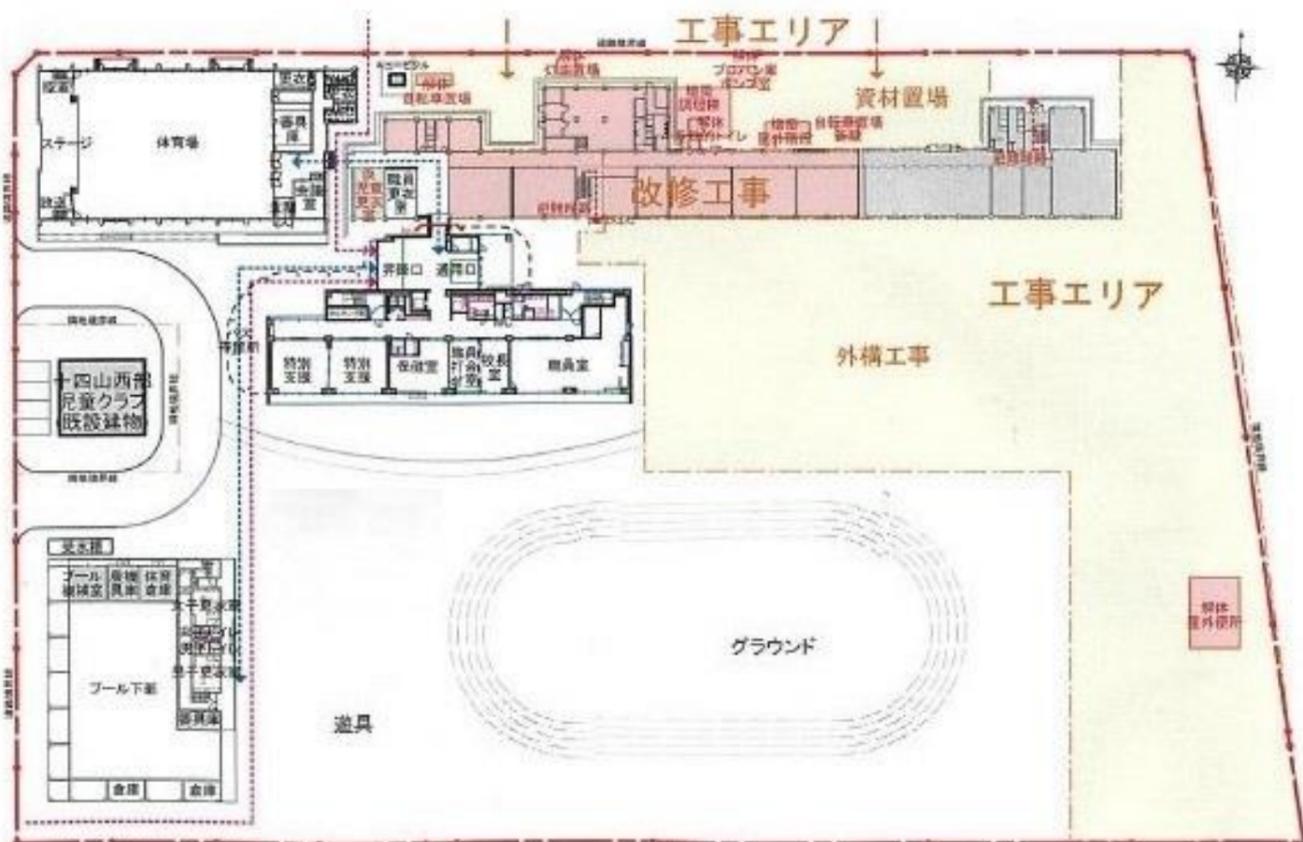
2F



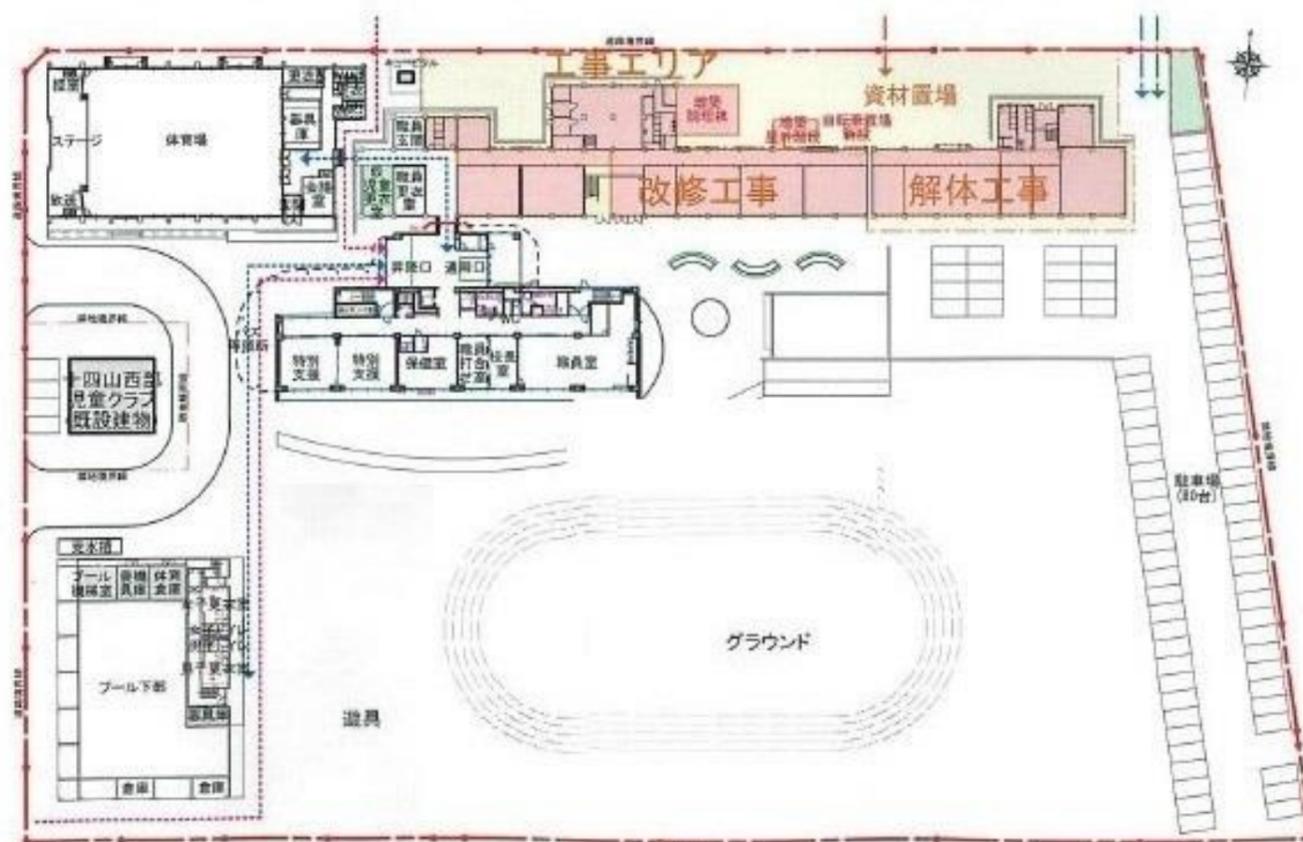
2F



1F



1F



(11) 設計図

STEP9 R10年2月中旬～

・完成、引越・準備

ソ. 工事ステップ図



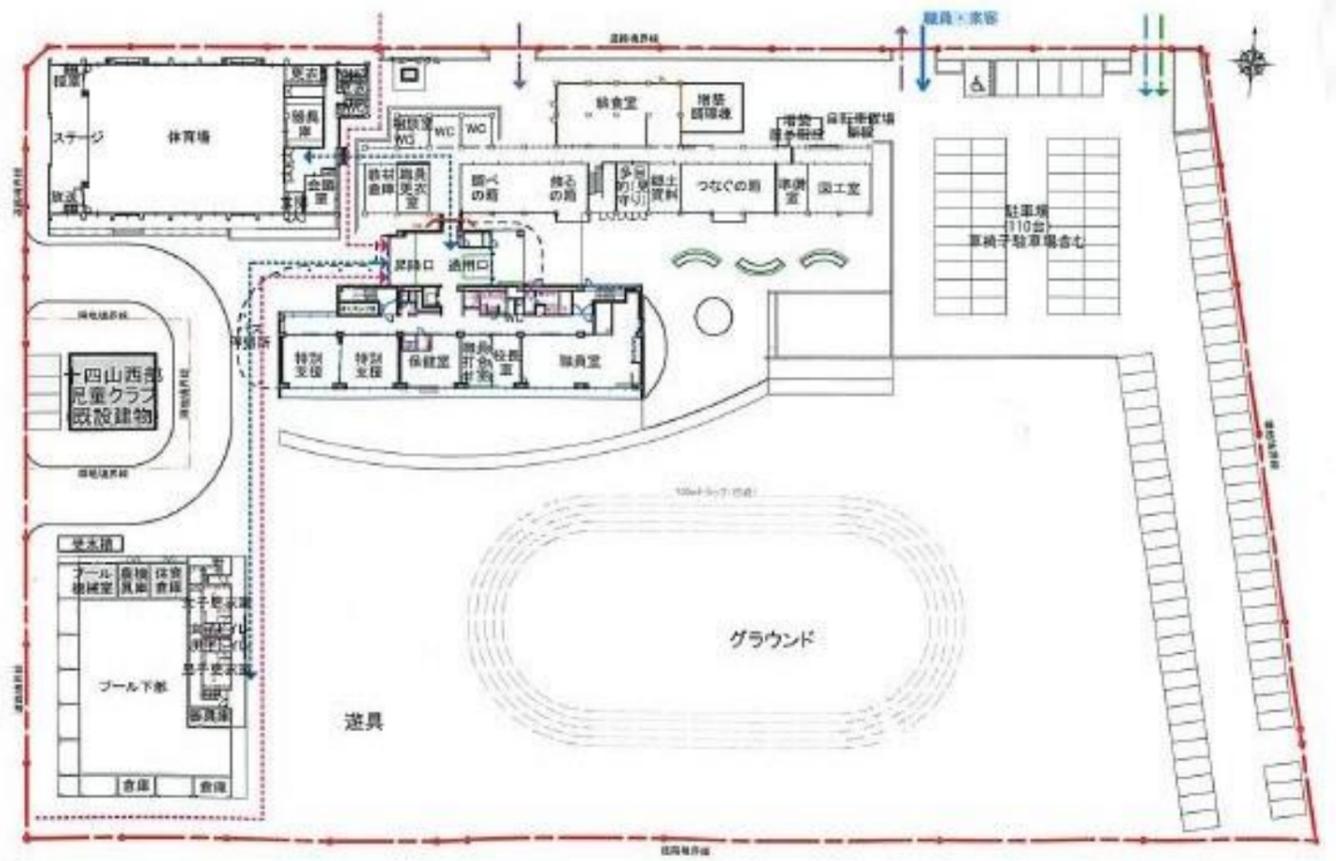
3F



2F



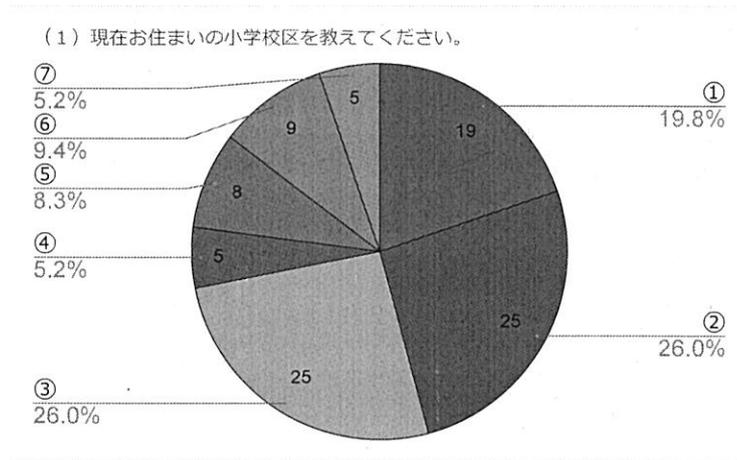
1F



よつば小学校開校時における「児童クラブの利用」についての意向調査【結果】

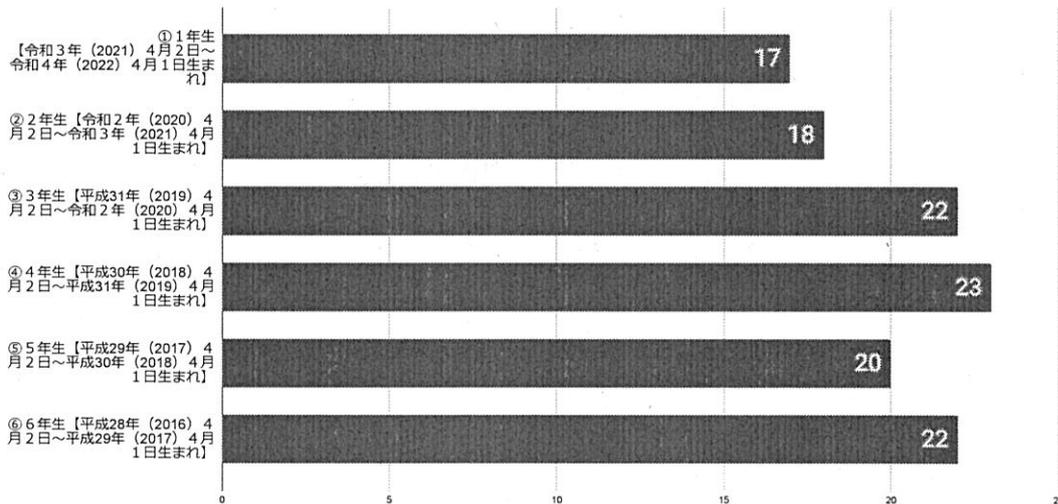
2025.3.11

〔家庭数：264〕〔回答数：96〕〔回答率：36.4パーセント〕

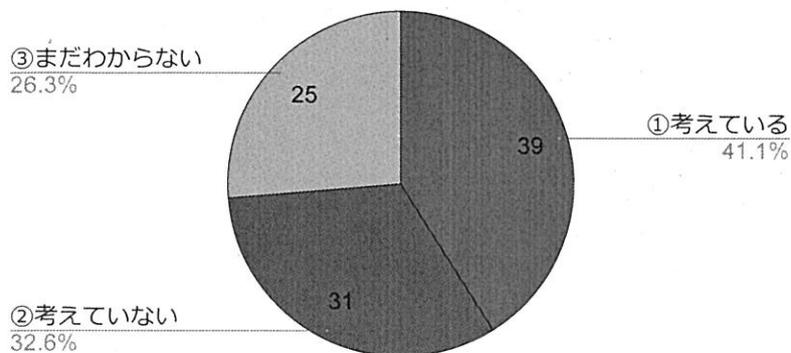


①大藤小学校区 ②栄南小学校区 ③十四山東部小学校区（スクールバス利用） ④十四山東部小学校区（徒歩通学）※「鳥ヶ地」地区の一部
 ⑤十四山西部小学校区（スクールバス利用）※「三百島」「馬ヶ地」地区 ⑥十四山西部小学校区（徒歩通学）
 ⑦十四山東部小学校区・十四山西部小学校区（徒歩通学あるいはスクールバス利用かがわからない）

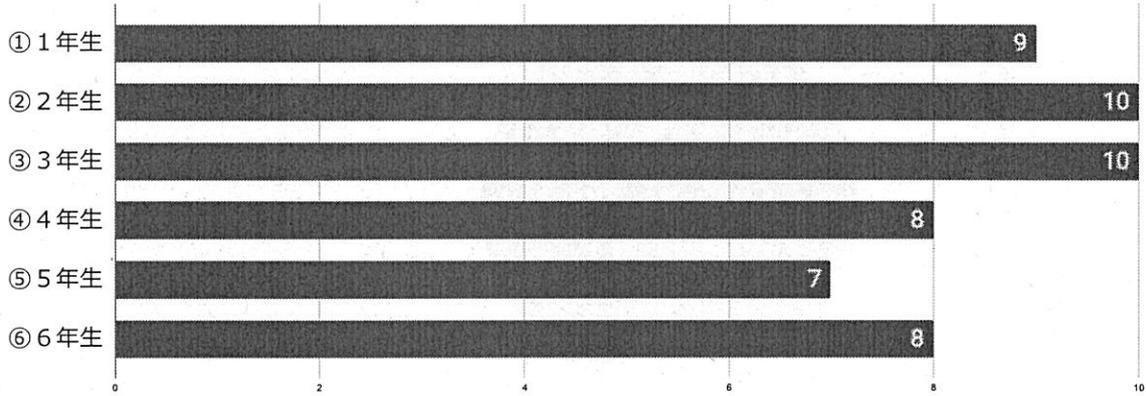
(2) よつば小学校開校年のお子さんの学年を教えてください。



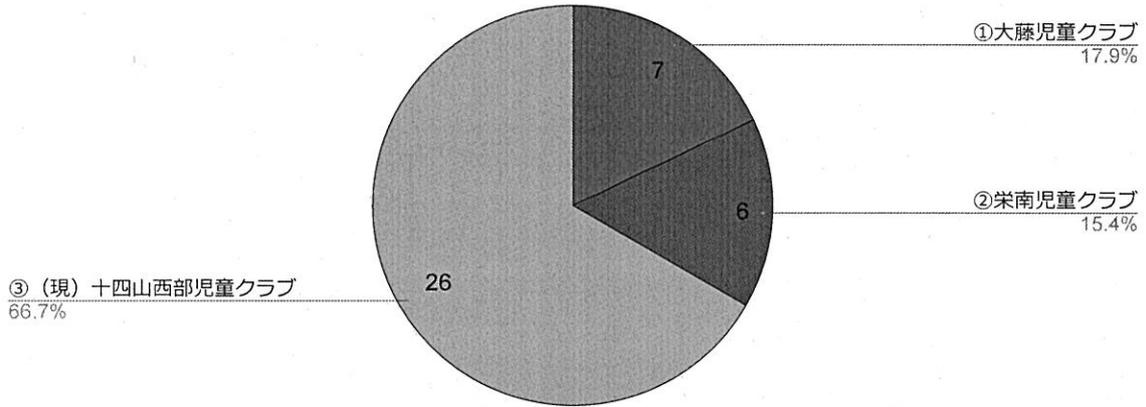
(3) よつば小学校が開校する令和10年度に、児童クラブの利用は考えていますか。



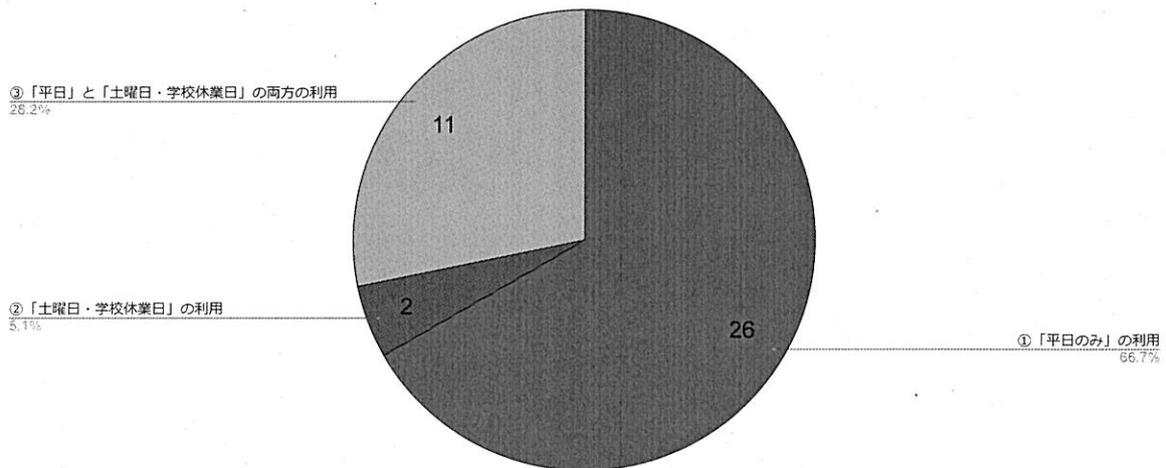
(4) 児童クラブを利用する予定のお子さんの令和10年度の学年を教えてください。



(5) どの児童クラブの利用を考えていますか。



(6) どのような形で児童クラブの利用を考えていますか。



よつば小学校PTAの組織運営の検討に向けて

1 よつば小学校PTA活動理念

「子どもたちの健やかな成長と幸福」を目的に活動する社会教育関係団体として、活動を通じて子どもたちの笑顔を引き出すために、既成の活動にとらわれない柔軟な発想と思考で魅力ある活動を生み、PTA会員自身が楽しみ、その姿が子どもたちのロールモデルとなることを大切にしたい。

そのために、参加しやすく、会員相互のつながりをつくりやすい組織づくりを目指したい。

- ① 子どもたちのよりよい教育を目指し、教育の課題を共有し解決するための話し合いをする。
- ② 社会教育関係団体として、家庭教育・学校教育・社会教育の発展に資する学びや交流を図る。
- ③ 「地域とともにある学校」「学校を核にした地域づくり」を具現化するために、学校と地域とをつなぎ、地域・家庭・学校の連携を生む。
- ④ 組織体制の適正化・健全化・透明化を図り、活動の目的や意義、成果を地域に広く発信し、活動への理解促進を図る。
- ⑤ 市の教育・福祉部局との連携を図り、教育環境の充実に寄与する。

2 よつば小学校PTAの組織づくりに向けて

上記の活動理念を具現化し、持続可能かつ時代に合った組織へのアップデートを続けるために、PTAの再編及び新しい組織づくりのために以下の点について進める。

- (1) よつば小学校PTAによる、よつば小学校への業務委任契約の締結
学校におけるPTAの業務を明確化し、透明性を確保する。
- (2) 個人情報取扱規則の策定
個人情報保護法に対応し、個人情報の取得・利用・管理等の方法を明確にする。
- (3) 会計規定の策定
PTA会費の徴収を学校徴収金や公費とは明確に区別し、会費が適正に使われるよう規定する。
- (4) PTA規約の策定
会員が主体的に運営する任意団体としての目的・組織・運営・活動の基本的なルールを定める。児童及びその保護者の属性による差別をせず、すべての子供や会員に平等に対応し、会員の自由意思に基づく多様な価値観を尊重する主体的な活動を行うための指針とする。
- (5) 入会の意思の確認・同意
よつば小PTAの意義や目的を理解し、賛同した上で入会することで、活発な活動につなぐ。
- (6) ボランティアな組織・活動づくり
義務・強制がなく、会員の自由意志とそれぞれの持ち味を生かした豊かな発想による主体的な活動を生み、それらを支援する組織づくりをする。

3 今後に向けて

令和7年度末に4小学校各単位PTAにおいて承認される規約づくりを進める。

よつば小学校を創ろうプロジェクト！（案）

－夢ある新しい学校教育を創造するワークショップ－

資料11

R7.5.27

1 ねらい

令和10年4月に開校するよつば小学校の学校運営に係る諸課題の解決や夢の実現に向けて、ワークショップを開催することで、これまでの既成概念にとらわれることのない「新しい学校教育の創造」を目指す。

ワークショップを通して、参加者がフラットな関係で互いを尊重し合い、小学校再編に向けた当事者意識を高め合いながら、多様な意見や価値観を交換し合うことで、夢ある学校づくりや地域づくりの方策の糸口をつかむ。

2 参加者対象 下記①～⑤のうちから参加を希望した者

- ① 再編4小学校区の保護者（各単位PTA役員・会員）
- ② 再編4小学校の卒業生（中学生以上）
- ③ 再編4小学校を支える地域の方々
（学校評議員、スクールガード、交通指導員、民生・児童委員、区長 等）
- ④ 再編4小学校区の保育所・幼稚園の保護者
- ⑤ 再編4小学校の教職員をはじめとする弥富市内小中学校の教職員（市内異動の可能性を考慮）
- ⑥ 弥富市小学校再編委員会委員

3 開催日時

令和7年8月 日時未定

4 場所（予定）

TKEスポーツセンター 第2アリーナ

5 周知及び参加者の募集等（6月中）

- ① 再編4小学校保護者へのちらし案内配付（連絡アプリによる）
 - ② 再編4小学校から学校を支える関係者へのちらし案内配付
 - ③ 再編4小学校区の保育所・幼稚園保護者へのちらし案内配付（連絡アプリによる）
 - ③ 市内小中学校教職員へのちらし案内配付
 - ④ 再編4小学校区各字へのちらし案内回覧
- ※ ちらし案内には、参加応募フォームの2次元コード及びURLを掲載し参加希望者を集約する。
参加応募者には、フォームにより簡単な事前アンケートを実施し、ワークショップの運営準備資料とする。

6 ワークショップ当日のプログラム

- ① 教育長あいさつ
- ② 小学校再編・よつば小学校開校に向けた基調提案
- ③ ワークショップの目的とゴールイメージの共有
- ④ 参加者の自己紹介とアイスブレイク
- ⑤ グループワーク メインファシリテーター：教育部次長
グループファシリテーター：学校教育課職員
- ⑥ 全体のシェアリングとグループワークの振り返り
- ⑦ 総括コメント

7 ワークショップにおける成果の活用

ワークショップで得られた多様な意見やアイデアを生かしながら、各部会において検討・審議・立案し、弥富市小学校再編委員会に提案する。

8 ワークショップにおけるテーマ・課題

(1) よつば小学校の日課の工夫 【学校運営部会】

よつば小学校は3分の2の児童がスクールバスを導入することから、下校時の運行方法を検討するにあたり、登校時と同じように全学年同時刻に下校できるような日課を検討する。また、児童がゆとりの中で主体的に学ぶことができるような弾力的な日課についても検討する。

(2) 多くの地域の方や保護者に支えられ応援される運動会 【教育計画部会】

運動会は「地域と共にある学校」「学校を核にした地域づくり（地域の活性化）」を具現化する好機である。学校の再編によって地域もひとつにまとまってほしい。また、よつば小学校においては、校区が広がることにより、自動車での来校者がほとんどとなり、拡張した駐車場でも足りないことが予想される。より多くの方々に支えられ応援されるための運動会の実施時期や曜日・方法を検討する。

(3) 子どもや保護者、地域の方が参画できる校舎建設プロセス 【施設資料部会】

新校舎の設計計画が進んでいる中、「私たちの学校」という開校への期待や愛着を高めるために、校舎建築のプロセスに子どもや地域の方々が参画できる場面を創出する。

ただし、基本設計及び実施設計等に影響のない範囲でできる楽しみを検討する。

(4) 登下校における見守り体制の構築 【通学路スクールバス部会】

現在でも各小学校においては、「見守り隊」「スクールガード」の名称で、児童の登下校の見守り活動を行っていただいている。しかし、高齢化や関係の希薄化等によりその担い手が減少していることが課題と聞いている。よつば小学校の開校にあたり、児童の安全な登下校のための持続可能な見守り活動の再整備を検討する。

(5) 地域協働活動の推進 【地域学校協働部会】

学校は地域のものである。そのために学校は地域に開かれた教育課程を実現する。地域と学校とが育てたい子ども像を共有し、地域の豊かな人材や教材を活用する教育活動を行うことで、学校（子ども）を核に地域の活性化を図りたい。校内における地域人材による見守り体制等の学校支援活動や新しい時代に見合った創造的で活気がありボランティアな地域学校協働組織について検討する。

弥富市学校跡地利活用基本方針

令和7年3月

弥 富 市
弥富市教育委員会

目次

1 策定の背景と目的

2 利活用の課題

(1) 学校跡地等を取り巻く状況

- ① 広い敷地や建物
- ② 学校教育以外の場としての利用
- ③ 維持管理等の費用負担や安全性

(2) 法令による規制

- ① 建物における法規制（建築基準法、消防法等）
- ② 土地における法規制（都市計画法）
- ③ 市街化調整区域における建築できる可能性がある用途

3 利活用の基本的な考え方

- ・基本方針① 行政需要を踏まえた利活用
- ・基本方針② 地域の活力につながる利活用
- ・基本方針③ 民間事業者等の需要を踏まえた利活用

4 利活用の検討体制と進め方

5 利活用に当たっての配慮事項

- ・配慮事項① 地域防災への配慮
- ・配慮事項② 国庫補助金等の活用
- ・配慮事項③ 暫定的な施設の利用

6 学校施設の概要

1 策定の背景と目的

全国的な少子化傾向に伴い、小中学校の児童生徒数が減少している中で、次世代を担う子どもたちのより良い教育環境を整備するため、学校の規模・配置の適正化の推進は、重要な課題となっております。

これまでに、弥富市としては、平成27年度に「弥富市公共施設等総合管理計画」を策定し、平成30年度に「未来につなぐ公共施設を考えるワークショップ」、令和元年度には「子どもの教育環境に関するアンケート」、「公共施設市民フォーラム」により、有識者及び市民の方々の意見を聞きながら、「弥富市公共施設再配置計画」を策定しました。また、弥富市教育委員会では、小規模校学区のPTA役員及び地域の区長の皆様、有識者の方等と意見交換をし、子どもたちのより良い教育環境を確保するために、学校統合の必要性について、検討を進め、令和5年2月に「弥富市小中学校未来構想」、令和5年11月に「弥富市小学校再編整備方針」を策定しました。

小中学校の編入及び再編については、令和7年4月に十四山中学校を弥富中学校へ編入します。また、令和10年4月には、大藤・栄南・十四山東部・十四山西部小学校の4校を再編し、十四山西部小学校の位置に再編校を設置します。

これら小中学校の編入及び再編に伴い、市民の大切な財産である閉校後の学校敷地や建物（以下「学校跡地等」という。）について、まちづくり及び地域の活性化等を考慮し、より良い活用を検討していくことが重要となります。

これらを踏まえ、今後の学校跡地等の利活用について、基本的な考え方、検討体制及び進め方を定め、より良い活用を実施していくために「弥富市学校跡地利活用基本方針」を策定します。

2 利活用の課題

学校跡地等の利活用を検討する際には、次の点が課題として考えられます。

(1) 学校跡地等を取り巻く状況

①広い敷地や建物

学校跡地等は、公共施設の中でも比較的広い敷地や規模の大きな建物であり、利活用をする場合の課題となることがあります。

②学校教育以外の場としての利用

現在、学校跡地等は災害発生時の避難所等として指定されていることや地域コミュニティの拠点として、学校教育以外の場としても利用されています。

③維持管理等の費用負担や安全性

学校跡地等の利活用が進まない場合、草刈りや修繕等の維持管理費用が必要となります。また、恒常的に利用されていない敷地及び建物は、適切な維持管理ができず安全性を保つことが困難となってきます。

今後、少子高齢化が進み、大きな税収等の増加が見込まれない中では、費用負担の軽減や安全性確保のためにも、利活用を早期に進める必要があります。

また、利活用を進める上で、市だけでなく民間のノウハウや需要、資金等が必要となる場合があるため、民間事業者との連携が重要となっていきます。

(2) 法令による規制

①建物における法規制（建築基準法、消防法等）

建物の内装仕様及び設備は、建築基準法や消防法等に従い利用目的に応じて異なっており、学校以外の用途で利活用する場合は、関係法令に規定される内装仕様や設備等の大規模な改修が必要となる場合があります。また、利活用する用途によっては、改修では対応が困難な場合は、建替えとなります。

②土地における法規制（都市計画法）

小中学校の編入及び再編に伴う学校跡地等は、全て市街化を抑制すべき「市街化調整区域」内に位置し、開発行為（建物を建築するための土地の区画形質の変更）や建築行為（建物の新築や改築など）を行う場合、都市計画法上の許可が必要となります。この許可制度は、良好な宅地基準の確保とともに、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域における適正な都市的土地利用を図る機能を担っ

ております。

市街化調整区域の学校跡地等を利活用するにあたっては、例外的に認められる立地基準（都市計画法第 34 条 1 号から第 14 号）を踏まえた検討が前提となります。

【都市計画法第 34 条（市街化調整区域における立地基準）】

1号	公益上必要な建築物、日常生活に必要な物品の販売、加工等の業務を営む小規模店舗、事業場等
2号	市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源等の有効な利活用上必要な建築物・工作物
3号	政令で定める事業（ただし、現在は政令未制定）
4号	農林漁業の用に供する建築物（開発許可を要しないものを除く）又は市街化調整区域内で生産される農林水産物の処理、貯蔵もしくは加工に必要な建築物
5号	「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に定める所有権移転等促進計画に従った開発行為
6号	県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体になって助成する中小企業者の高度化に資する事業に供する建築物
7号	既存工場と密接な関連を有し事業活動の効率化を図る工場
8号	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物・工作物 災害危険区域等開発行為に適合しない区域内に存する建築物等の移転
9号	沿道施設と火薬類製造所
10号	地区計画又は集落地区計画区域内の開発行為
11号	県の条例で指定した土地の区域内において行う開発行為（住居系）
12号	市街化を促進するおそれがない等と認められる県の条例で定める開発行為（工業系）
13号	既存権利者の開発行為
14号	その他開発審査会にかけて個別に審査する開発行為

なお、都市計画法第 34 条第 10 号において新たに地区計画を定める場合には、「弥富市市街化調整区域内地区計画ガイドライン」に基づき、都市計画決定を行うことが必要となります。

また、都市計画法第 34 条第 14 号は、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為について、愛知県開発審査会の議を経て許可をする開発行為となっています。

③市街化調整区域における建築できる可能性がある用途

学校跡地等の立地条件（場所、道路幅等）によりますが、「②土地における法規制」を考慮すると、弥富市における学校跡地等を一体的もしくは、大部分を利活用できる可能性がある建築行為の許可は、以下の内容が例として挙げられます。また、最終的には許可権限者の愛知県に確認する必要があります。

※過去5年間の許可実績*：令和元年度から令和5年度までの許可実績

公益上必要な建築物、日常生活のために必要な店舗等（法34条第1号）

図書館、保育所、公民館等あげられるが、行政需要として可能性は極めて低い。その他に店舗、デイサービス、診療所等もあげられるが、民間需要に依存され、敷地規模は、店舗で500㎡以内、デイサービス等の福祉施設で2,000㎡以内、診療所で1,000㎡以内と小規模のものしか許可されない。

（弥富市内における過去5年間の許可実績*：小規模店舗及び工場等で12件）

市街化調整区域内において生産される農産物等の処理、貯蔵もしくは加工に必要な建築物（法第34条第4号）

地元で生産された農作物の加工工場、貯槽所等があげられる。

（弥富市内における過去5年間の許可実績*：なし）

沿道施設と火薬類製造所（法第34条第9号）

休憩施設を備えたコンビニ、ガソリンスタンド等があげられ、コンビニについては、売場面積が30～250㎡以内と制限がある。

（弥富市内における過去5年間の許可実績*：1件）

愛知県開発審査会基準9号（法第34条第14号）

幹線道路の沿道等における流通業務施設

（弥富市内における過去5年間の許可実績*：22件）

愛知県開発審査会基準10、13、18号（法第34条第14号）

有料老人ホーム、介護老人保健施設、社会福祉施設

（弥富市内における過去5年間の許可実績*：社会福祉施設で2件）

愛知県開発審査会基準11号（法第34条第14号）

地域振興のための最先端型工場

（弥富市内における過去5年間の許可実績*：1件）

3 利活用の基本的な考え方

学校跡地等の利活用を検討する際は、法令遵守はもとより、市が定める「弥富市総合計画」及び「弥富市都市計画マスタープラン」、「弥富市公有地利活用基本方針」との整合を図りながら、地域活性化等を考慮した利活用方法を検討する必要があります。

そのためには、市としての行政需要では限りがあり、民間需要等に期待する必要があります。

そこで、学校跡地等の利活用は以下の基本方針に基づき、検討を踏まえた上で、総合的に判断します。

基本方針① 行政需要を踏まえた利活用

学校跡地等は、市の貴重な財産であり、これまで投資を行ってきたことから、「弥富市総合計画」等におけるまちづくりや重要施策に留意しつつ、市全体の利益という観点からの行政需要を踏まえ、他の公共施設等の利活用を検討します。

基本方針② 地域の活力につながる利活用

学校は、地域住民の学びの場として、地域との関わりも深く、地元の核となってきた施設であることから、地域の意向を踏まえながら、まちづくり、地域振興、産業振興等の多様な利活用を以下に基づき、検討します。

- ・行政需要との検討

市が進めるまちづくり等の方針を踏まえた利活用の検討

- ・民間事業者等の需要との検討

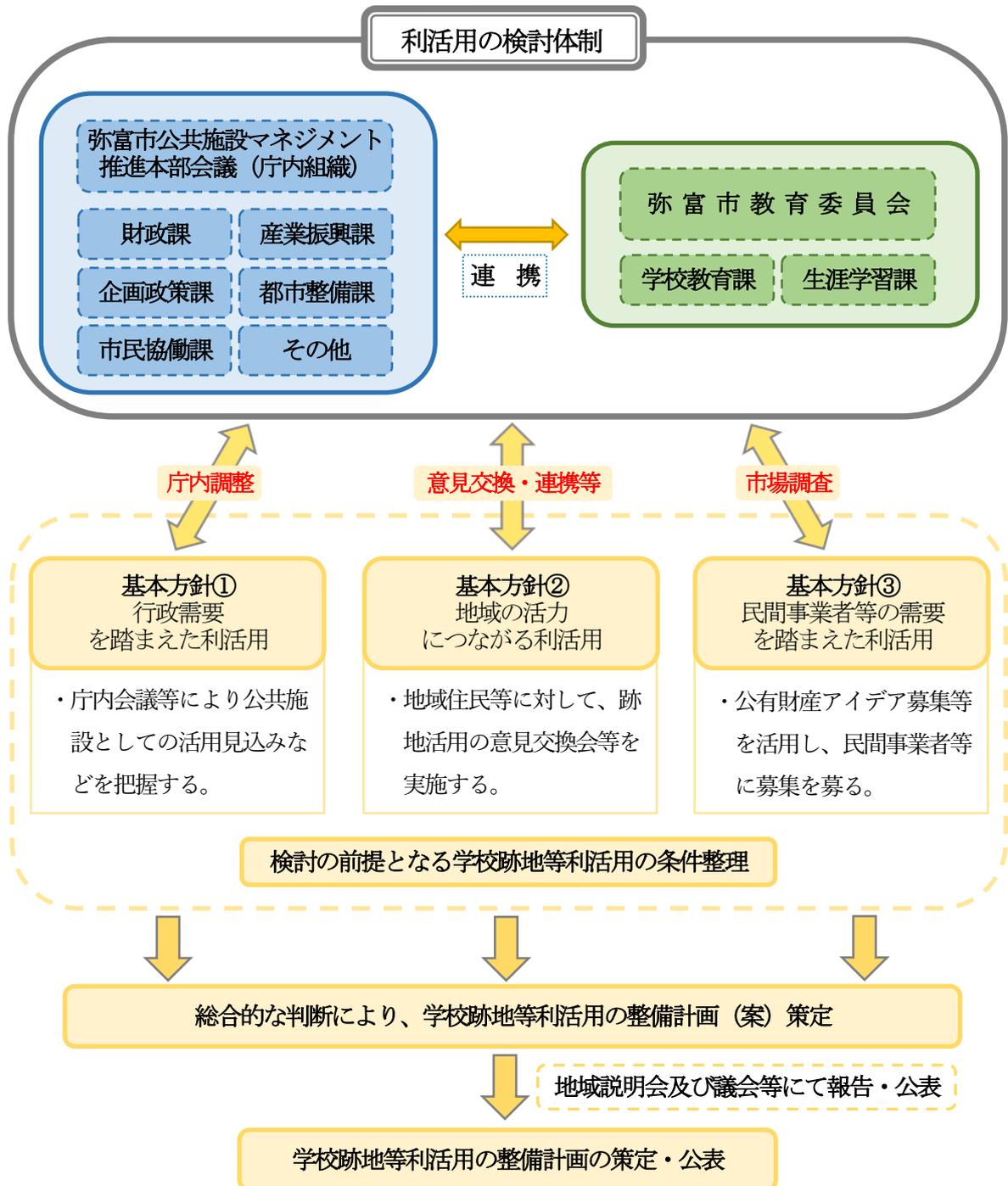
市による利活用が見込まれない場合、官民連携手法により事業機会を創出することで、市が進めるまちづくり等の方針を踏まえた地域活性化や、持続可能な都市経営につながる民間事業者等による利活用の検討

基本方針③ 民間事業者等の需要を踏まえた利活用

民間事業者等の需要を踏まえた利活用は、市内全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与することに加え、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性ととものに市や地域へ与える影響などを十分考慮した上で、検討します。

4 利活用の検討体制と進め方

学校跡地等の利活用検討を進めるうえでは、まちづくりや地域振興、産業振興等様々な視点が必要となってきます。そのために「弥富市教育委員会」のみならず全庁横断的な組織「弥富市公共施設マネジメント推進本部会議」と相互に連携しつつ、一丸となり進めます。



5 利活用に当たっての配慮事項

学校施設は、児童生徒への教育以外にも公共施設として利用されていることから、検討にあたっては、以下の事項に配慮します。

配慮事項① 地域防災への配慮

学校の建物は、避難所等として指定されており、地域防災の拠点施設となっています。学校跡地等の利活用の検討にあたっては、代替施設の避難所等の指定も含め、地域防災を考慮するとともに、民間事業者等への貸付や売却等であっても防災への協力及び配慮など一定の条件を付す等、その機能が損なわれないように努めます。

配慮事項② 国庫補助金等の活用

利活用にあたり、改修及び整備工事が伴う場合は、可能な限り国庫補助金等の活用を図り、市民負担の軽減に努めます。

配慮事項③ 暫定的な施設の利用

利活用が決定するまでの間は、必要最小限の経費によって、施設を維持管理することを基本とします。施設開放及び地域コミュニティ活動、にぎわい創出等の利用希望があれば、限定的に認めるものとします。

6 学校施設の概要

項目		十四山中学校	大藤小学校	栄南小学校	十四山東部小学校
全体敷地面積(借地等面積除く)		33,894㎡	15,310㎡	15,001㎡	22,199㎡
内運動場面積		18,214㎡	7,787㎡	7,833㎡	9,662㎡
基礎杭関係	校舎基礎杭種別	支持杭	支持杭・摩擦杭	支持杭	摩擦杭
	校舎杭の長さ(m)	42	46・5.5m	43	4-5
	体育館基礎杭種別	摩擦杭	摩擦杭	摩擦杭	摩擦杭
	体育館杭の長さ(m)	5	6	4-6	4-5
校舎	建築年度	昭和52年度 (南校舎)	昭和35年度 (北校舎 西側)	昭和47年度 (北校舎 東側)	昭和35年度 (北校舎)
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	階層	3階	2階	2階	2階
	床面積 (㎡)	3,314	399	804	688
校舎	建築年度	平成3年度 (北校舎 特別教室等)	昭和55年度 (北校舎 東側)	昭和53年度 (北校舎 西側)	昭和47年度 (南校舎 東側)
	構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	階層	2階	2階	2階	2階
	床面積 (㎡)	728	1,290	1,629	1,467
校舎	建築年度	昭和55年度 (給食棟)	昭和54年度 (南校舎)	平成12年度 (東校舎 特別教室等)	昭和54年度 (南校舎 西側)
	構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	階層	1階	2階	4階	2階
	床面積	183	1,235	1,146	773
校舎	建築年度		昭和55年度 (給食棟)	昭和53年度 (給食棟)	昭和53年度 (給食棟)
	構造		鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	階層		1階	1階	1階
	床面積		166	176	191
体育館	建築年度	昭和39年度	昭和51年度	昭和49年度	昭和43年度
	構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	階層	2階	1階	1階	1階
	床面積 (㎡)	1,482	809	880	496
	耐震診断(IS値)	---	0.76	1.08	---
プール	建築年度	平成3年度	昭和56年度	昭和56年度	昭和62年度
	規模	25m×15m	25m×12m /小プール	25m×12m /小プール	25m×12m /小プール
都市計画情報		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
特記事項		・敷地南東に弥富市文化財あり ・敷地外東側にグラウンドあり(1,533㎡)	・敷地内に用悪水路用地あり ・敷地外東側に駐車場2ヶ所あり(1,142㎡) ・敷地外西側に畑あり(402㎡)	・敷地内に公衆用道路用地、用悪水路用地あり ・敷地外南側に駐車場あり(1,502㎡)	・一部借地あり(1,719㎡) ・敷地外南東側に田あり(2,171㎡)

よつば小の

子どもたちの未来をつくる

～小学校再編整備計画【第2期後期】～



令和7年5月27日（火）

小学校再編委員会

弥富市教育委員会

1

目次

- 1 小学校再編の背景
 - ・時代背景
 - ・弥富市のめざす児童像
 - ・小規模小学校男女別児童数
 - ・学校の適正規模化へ
- 2 小学校再編整備計画
 - ・再編整備方針 第0期～第2期後期
 - ・条例改正（校名・設置場所決定）
- 3 愛される「よつば小学校」を
 - ・校舎等
 - ・教育活動
 - ・スクールバス
- 4 小中学校再編に伴う跡地利用
 - ・跡地概要
 - ・利活用の基本的な考え方
 - ・法令による規制
 - ・利活用のアイデア募集



2

1 小学校再編の背景

●時代背景



- ・ 社会の変化の高速化
- ・ 予測不能な時代
- ・ 人生100年時代



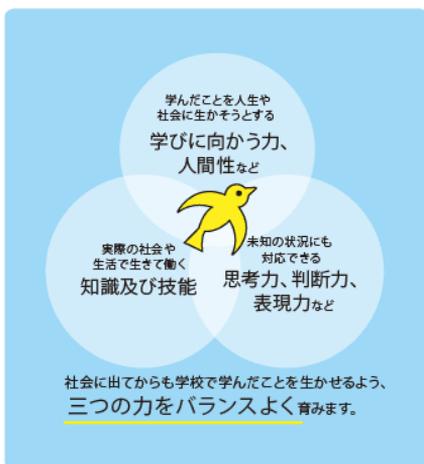
「生きる力」の育成

(学習指導要領)

3

1 小学校再編の背景

●弥富市のめざす児童像



「生きる力」の育成

(学習指導要領)

多様な価値観をもった子どもが意見を出し合い、
折り合いをつけながら、
解決策を見出していくことが求められており、
一定の集団規模が必要となる。

4

1 小学校再編の背景

●よつば小学校男女別児童数
 () は男女の偏りが倍以上ある学級

(単位:人)

令和7年4月1日現在

学校	年齢	令和7年4月1日現在																		
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳
大藤小	男子	10	11	9	6	12	7	11	9	12	5	6	1							
	女子	14	10	5	16	12	10	5	9	4	7	6	6							
	合計	25	21	14	22	24	17	16	18	16	12	12	7							
栄南小	男子	3	11	5	11	9	6	4	5	1	4	1	2							
	女子	6	10	8	5	3	9	5	6	5	13	2	3							
	合計	9	21	13	16	12	15	9	11	6	17	3	5							
十四山 東部小	男子	12	13	7	8	7	8	9	8	7	1	5	5							
	女子	11	10	11	11	12	4	2	8	8	4	4	1							
	合計	23	23	18	19	19	13	11	16	15	5	9	6							
十四山 西部小	男子	4	5	11	4	10	0	4	5	5	4	5	3							
	女子	10	6	9	4	9	9	8	4	8	5	3	5							
	合計	14	11	20	8	19	9	12	9	13	9	8	8							
合 計	男子	30	40	32	29	38	21	28	27	25	14	17	11							
	女子	41	36	33	36	36	32	20	27	25	29	15	15							
	合計	71	76	65	65	74	53	48	54	50	43	32	26							

再編しないと
3・4年生時に
複式学級の可能性

【複式学級県基準】
 1年生を含む
 →7人以下
 1年生を含まない
 →14人以下

1 小学校再編の背景

●『学校の適正規模・適正配置の手引き』（文部科学省 平成27年1月）

6学級（各学年1クラス）以下の小規模小学校については、児童数の状況やさらなる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。



1 小学校再編の背景

●学校の適正規模化へ

○適正規模検討委員会（平成25年7月～28年3月）

→学校の適正規模化が急務

○「子どもの教育環境に関するアンケート」（令和元年6月）

→「統合」を望む声が「現状維持」を上回る

○有識者との意見交換（令和4年5月～7月）

→教育環境をよくすることを前提に進める

地域等の理解を得ることが大事

安全に通学できるかが重要

7

2 小学校再編整備計画

【第0期】（令和4年7月28日～令和5年2月2日）

「**弥富市小中学校未来構想**」の策定

- ・令和7年4月に十四山中学校を弥富中学校に編入する
- ・令和10年4月に大藤・栄南・十四山東部・十四山西部小学校の4校を再編する

【第1期】（令和5年2月3日～令和5年11月10日）

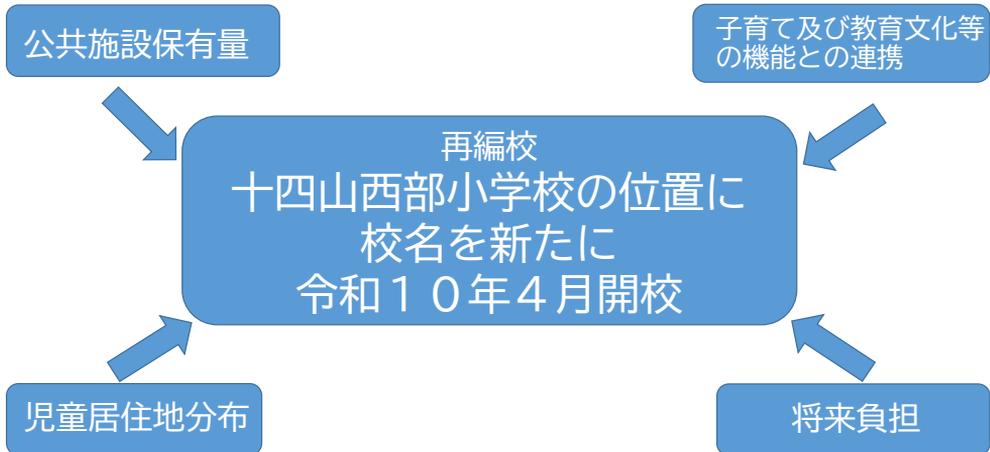
「**小学校再編整備方針**」の策定

- ・再編校の設置場所を十四山西部小とする
- ・校区が広くなり通学距離が長くなることから、通学の安全確保を最優先し、スクールバスを導入する
- ・魅力的な再編校とするために、校舎の増築及び既存校舎等のリニューアル工事を実施する

8

2 小学校再編整備計画

●再編校の設置場所



9

2 小学校再編整備計画

【第2期前期】（令和5年11月11日～令和6年12月23日）

「小学校再編整備方針」の具現化

- ・再編校の設置に向けて関係者による意見交換を進める
- ・スクールバス導入のために保護者や地域の意見を聴取する
- ・十四山西部小学校以外の再編対象校の跡地利用について地域の意見を聴取する

10

2 小学校再編整備計画

保護者説明会



地域住民説明会



小学校再編委員会

11

2 小学校再編整備計画

● 条例改正（校名・設置場所決定）



《校名に込められた思い》

- ・ 4つの小学校の統合により、子どもたちの健全な育成と幸せを願う
- ・ 道端にある三つ葉は踏まれるとそこから起き上がって生きようとして葉を一枚増やして四つ葉になる。「よつば」は“生きる力”とリンクする
- ・ 読みやすく、温かみや優しさがあ、外国籍や低学年の子も書けるひらがながよい

応募していただいた校名及びその選考過程はこちらからご覧いただけます。
(弥富市公式ホームページ)



大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の4校を再編し、令和10年4月に開校する小学校の校名について、令和6年7月1日（月）から令和6年8月20日（火）まで広く募集しましたところ、応募総数175点、校名115種類の応募がありました。それらについて、小学校再編委員会での協議や再編対象4校の児童による投票などを経て、令和6年11月5日に開催された定例教育委員会において「弥富市立よつば小学校」と選定し、令和6年12月議会最終日（23日）に再編校の設置場所と校名を定める条例の改正が議決され、正式に決まりました。



(イメージ図)

※「弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例」

12

2 小学校再編整備計画

【第2期後期】（令和6年12月24日～令和7年8月31日）

「小学校再編整備方針」の具現化

- ・よつば小学校の実施設計にあたり、児童、保護者、教職員及び地域への説明を丁寧に行い、可能な範囲でその意見を反映させる
- ・スクールバスの台数及び運行計画についての概要をまとめる
- ・児童及び教職員の交流活動を進める
- ・十四山中学校を含めた再編対象校の跡地利用について、地域の意見を聴取し、それを「小中学校統廃合推進計画部会」に報告する

13

2 小学校再編整備計画

【第3期】（令和7年9月1日～令和10年2月28日）

校舎等建改築及び教育環境整備

- ・よつば小学校の工事にあたり、その進捗状況を適宜、児童、保護者、教職員及び地域へ説明し、必要に応じて現地説明会を行う
- ・プロポーザル等によりスクールバス運行管理委託事業者を決定し、児童の安全な登下校のための方策を整備する
- ・徒歩通学者の安全な登下校のための通学路整備を進める
- ・児童及び教職員の交流活動を進めるとともに、教育目標やカリキュラム等の学校経営方針の骨子を策定する

14

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ～校舎等～

現在の校舎を
長寿命化改良工事

既存校舎の東側を解体し、
東側に駐車場設置



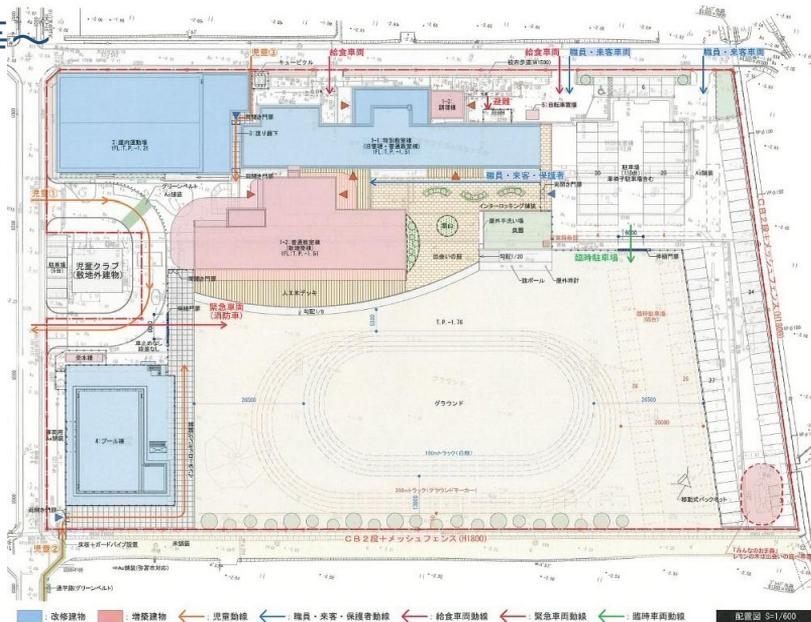
現在の校舎の南側に
3階建の新築校舎を建設



スクールバス乗り場

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ～校舎等～

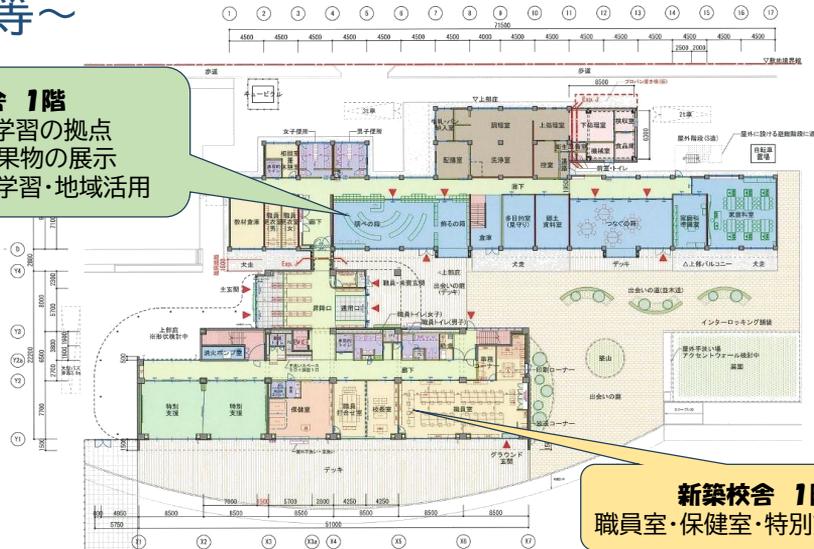


3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～校舎等～

既存校舎 1階

「しらべの箱」調べ学習の拠点
 「飾りの箱」学習成果物の展示
 「つなぐの箱」協働学習・地域活用



新築校舎 1階
 職員室・保健室・特別支援教室

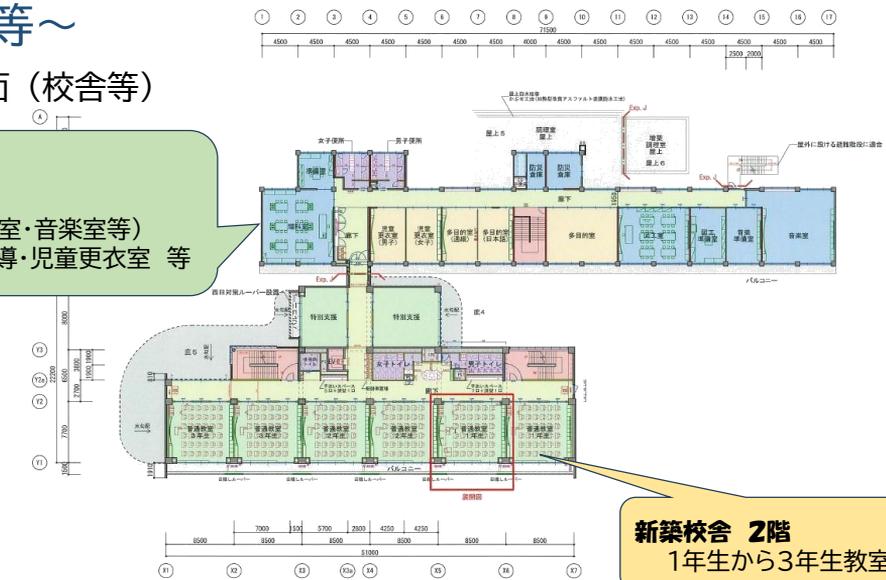
3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～校舎等～

●ハード面（校舎等）

既存校舎 2階

特別教室
 （理科室・図工室・音楽室等）
 通級・日本語指導・児童更衣室 等



新築校舎 2階
 1年生から3年生教室

3 愛される「よつば小学校」を

I ～校舎等～ **令和9年度に完成予定**

●工事について

- ①新築校舎を建設（児童は新築校舎で生活）
→ 令和7年10月～令和9年3月(予定)
- ②既存校舎の長寿命化改良工事及び一部解体工事
→ 令和8年4月～令和10年2月(予定)
- ③バスターミナル → 令和9年1月～令和9年2月(予定)
- 駐車場 → 令和8年12月～令和9年2月(予定)
- ④体育館改修工事・体育館の空調整備工事 → 令和8年7月～令和8年8月(予定)
- プール改修工事 → 令和8年9月～令和9年2月(予定)

●児童の安全を最優先

- ・防音パネルの設置、粉じんの配慮、児童の動線確保

●地域住民への情報提供（工事日程や工事区域等）

20

3 愛される「よつば小学校」を

I ～教育活動～

- ①『命を大切に教育』
 - ・防災教育の徹底
 - ・違いを認め、かかわりの力の向上
- ②『一人一人に寄り添った教育』
 - ・「基礎基本の習熟」「個別最適な学び」を支える
ICT機器の活用および指導体制の充実
 - ・「協働的な学び」の充実
- ③『地域とともに歩む学校』
 - ・ふるさと教育の推進
 - ・地域支援体制の整備、見守り活動

21

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

① 『命を大切にする教育』

防災教育の充実

- ・伊勢湾台風の教訓
- ・学校・保護者・地域や関係機関との連携
⇒子どもが「気づき・考え・行動する」
⇒「自助」「共助」の意識を高める

22

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

●命を大切にする教育～4小学校合同防災キャンプ



23

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

① 『命を大切にする教育』

違いを認め、かかわりの力の向上

- ・自分の「よさ」を発揮できる力
 - ・互いの違いを認め尊重する態度
- ⇒かかわりの力を高めるプログラムの取組
- ⇒交流活動の本格的な実施

24

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

② 『一人一人に寄り添った教育』

一人一人が自立した学習者として 学び続けようとする児童の育成

- ・「基礎基本の習熟」「個別最適な学び」を支える
ICT機器の効果的な活用の推進
- ・チームティーチングや少人数指導などの指導体制、
支援員の配置等、個に応じたきめ細かな学習指導の充実

25

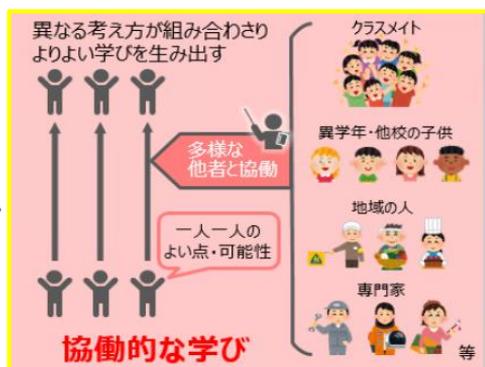
3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

② 『一人一人に寄り添った教育』

多様な他者とかかわる「協働的な学び」の充実

多面的に
子どもの
可能性を
発見



多様な人との
かかわり

26

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

③ 『地域とともに歩む学校』

ふるさと教育の推進

- ・海部地区で一番広い学区となる
- ⇒それぞれの地区の魅力をみつけ、他へ発信
- ⇒ふるさとを愛する子どもの育成
- ～弥富市の「未来の担い手」として～

27

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ ～教育活動～

③ 『地域とともに歩む学校』

地域支援体制の整備や見守り活動

- ・ 子どもも大人も、自らが主体となって
地域に根ざした魅力的ある開かれた学校づくり
- ⇒ 「よつば小学校見守り隊（仮）」
「よつば小学校応援団（仮）」の結成

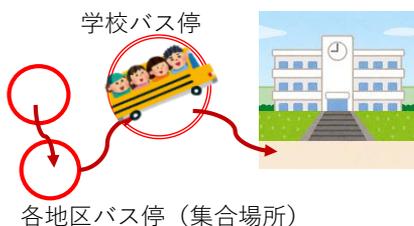
28

3 愛される「よつば小学校」を

Ⅰ 魅力ある学校づくり ～スクールバス～

● スクールバス

- ・ 複数台による運航
- ・ アプリによる安全確保
- ・ 運行ルートやバス停を今後検討



29

3 愛される「よつば小学校」を

再編校から

半径 1.5 km 圏内



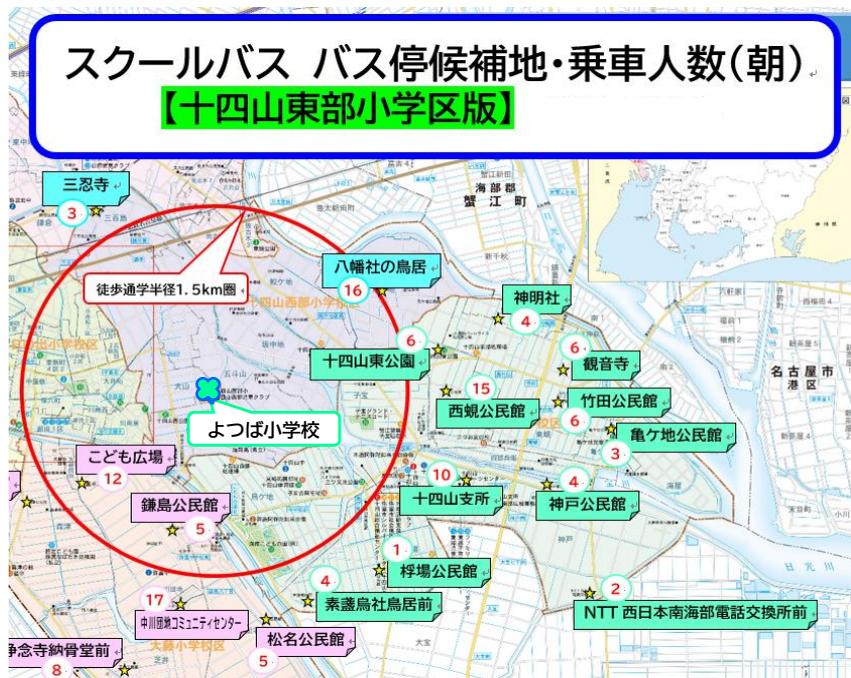
スクールバス バス停候補地・乗車人数(朝) 【大藤小学区版】



スクールバス バス停候補地・乗車人数(朝)
【栄南小学区版】



スクールバス バス停候補地・乗車人数(朝)
【十四山東部小学区版】



スクールバス バス停候補地・乗車人数(朝) 【十四山西部小学区版】



34

4 小中学校再編に伴う跡地利用

■ 跡地概要

- 小中学校の基本状況 (都市計画区域：すべて市街化調整区域)

	学校名	主体構造	代表 建築年	総敷地 面積 (㎡)	内運動場 面積 (㎡)	耐震補強
1	十四山中学校	鉄筋 コンクリート造	S52	29,216	18,214	実施済み
2	大藤小学校 (北西校舎/南校舎等)	同上	S36/S56	16,712	7,787	実施済み
3	栄南小学校 (校舎/特別棟)	同上	S48/H13	16,987	7,833	実施済み
4	十四山東部小学校 (北校舎/南校舎)	同上	S35/S47	23,973	9,962	実施済み

35

4 小中学校再編に伴う跡地利用

Ⅰ 利活用の基本的な考え方

■ 行政需要を踏まえた利活用

本市の貴重な財産であることから市全体の利益という観点からの行政需要を踏まえ、他の公共施設等としての利活用を検討

■ 地域の活力につながる利活用

地域の意向を踏まえながら、まちづくり、地域振興、産業振興等の多様な利活用の検討

■ 民間事業者等の需要を踏まえた利活用

事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性とともによりや地域へ与える影響を考慮して利活用を検討

36

4 小中学校再編に伴う跡地利用

Ⅰ 法令による規制

■ 市街化調整区域における建築ができる可能性があるもの

- ・ 公益上必要な施設・・・学校、図書館、診療所など
- ・ 日常生活のために必要な店舗・・・飲食店、物品販売店、サービス業など
- ・ 流通業務施設・・・倉庫業倉庫など
- ・ 社会福祉施設・・・有料老人ホーム、デイサービス施設など
- ・ 工場、事務所・・・申請地規模500㎡以下の工場や事務所

37

4 小中学校再編に伴う跡地利用

利活用のアイデア募集

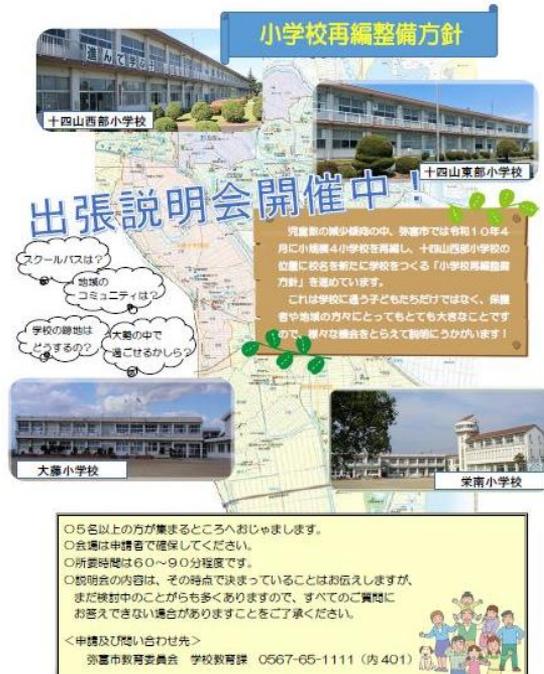
- 小中学校の再編に伴い、市民の大切な財産である閉校後の学校敷地や建物に関する活用については、広く市民及び民間事業者からのアイデアを募集していきます。
- 今後、地域の皆様の意見やアイデア等を検討し、学校跡地に関する基本方針を定め、利活用を進めていきます。



38

出張説明会を 開催しています！

- ・5名以上の方が集まるところへおじゃまします
- ・会場は申請者で確保してください
- ・所要時間は60～90分程度です
- ・その時点で決まっていることはお伝えしますが、検討中のことも多くありますので、すべての質問にお答えできない場合があります



小学校再編整備方針

出張説明会開催中!

別冊の減少地域の中、茨城県では令和10年4月に小南郷4小学校を再編し、十四山西部小学校の位置に校舎を新たに学校をつくる「小学校再編整備方針」を進めています。

これは学校に通う子どもたちだけではなく、保護者や地域の方々にとっても大きなことですので、様々な機会をとらえて説明にうかがいます!

スクールバスは?
地域のコミュニケーションは?
学校の跡地はどうするの?
大森の中で造りかえらさう?

大森小学校

大南小学校

○5名以上の方が集まるところへおじゃまします。
○会場は申請者で確保してください。
○所要時間は60～90分程度です。
○説明会の内容は、その時点で決まっていることはお伝えしますが、まだ検討中のことが多くありますので、すべてのご質問にお答えできない場合がありますことをご了承ください。

<申請及び問い合わせ先>
茨城県教育委員会 学校教育課 0567-65-1111 (内401)

39